

第七十三回 帝國議會

陸上交通事業調整法案委員會議錄(速記)第五回

付託議案
陸上交通事業調整法案(政府提出)

會 議
昭和十三年三月十一日(金曜日)午後一時三十九分開議
出席委員左ノ如シ

委員長 星島 二郎君

理事内藤 正剛君 理事佐藤洋之助君

理事清水徳太郎君 理事紅露 昭君

堤 康次郎君 中井川 浩君

松永 東君 堀内 良平君

坂下仙一郎君 長野 高一君

山田 清君 小平 重吉君

深澤豊太郎君 上田 孝吉君

田中 好君 増永 元也君

安藤 孝三君 淺沼稻次郎君

永江 一夫君 道家齊一郎君

同日委員本田彌市郎君辭任ニ付其ノ補闕ト

シテ内藤正剛君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同日理事本田彌市郎君ノ補闕トシテ内藤正剛君理事ニ當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ
鐵道大臣 中島知久平君

出席政府委員左ノ如シ
内務政務次官 勝田 永吉君

内務省計畫局長 松村 光磨君

鐵道政務次官 田尻 生五君
鐵道參與官 金井 正夫君

鐵道省監督局長 鈴木 清秀君

鐵道省運輸局長 山田新十郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
陸上交通事業調整法案(政府提出)

○星島委員長 前會ニ引續キ會議ヲ開キマス、一寸此際一言致シテ置キマスガ、昨日

紅露君ノ御話中ニ色々此委員會ニモ一種ノ空氣ガ現レタノデゴザイマスガ、紅露君ノ御熱心ニハ敬意ヲ表シマスガ、時間モ經チマスシ、後ニマダ質疑者モアルノデアリマスカラ、ドウゾ論議竝ニ引例等ハ御省キナツテ、成ベク簡潔ニ御質疑ヲ進メラレンコトヲ希望致シマス——紅露君

○紅露委員 諒承致シマシタ、極メテ簡單

ニヤリマス、其質問ニ入リマス前ニ、一寸委員長ニ御取計ヒヲ御願シ、且ツ其處ヲ御認メ置キヲ願ヒタイノデアリマスガ、昨日海軍省ノ參與官カラ御申出ガアリマシタガ、本會議ニ於ケル私ノ質問ニ對スル海軍大臣ト遞信大臣ノ答辯ガ残ツテ居ルガ、今兩大臣トモ總動員法及ビ電力管理案ノ委員會ニ出席シテ居ルノデ、非常ニ忙シイカラ、

大體諒解方付キマシタ、僅カ二三十分デ左様ゴザイマシタカト云フヤウナコトデ、

省ノ御解釋トガ一寸食違ツテ居ル點ガアリ

便宜委員長ノ方カラ時機ヲ見計ラッテ通知

ヲシテ戴ケバ、出マシテ大臣ナリ政府委員カラ答辯ヲスルカラ、御取計ヒヲ願フヤウ

宜留保致シマシテ、サウシテ二三十分行ツテ參リマスカラ、其間ニドウゾ御質問ヲ御續ニト、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、ソレケ下サイマシテ、又歸ツテ參リマシタ、私

ハ主トシテ海軍省ノ話デゴザイマシテ、遅信省カラハ別ニ御申出ハアリマセヌデシタ

ハ主トシテ海軍省ノ話デゴザイマシテ、遅信省カラハ別ニ御申出ハアリマセヌデシタ

ス、ソレヲ一ツ御取計ヒヲ願ヒタイノデアリマス

ソレカラ尙ホモウツヘ、只今司法省ノ本案ヲ實際ニ審議爲サレタ事務官ノ方ノ御

話デゴザイマシタガ、此委員會デガシニヤルヨリハ五分カ十分司法省ノ意思ノアル所ヲアナタニ、詰リ私ニ話ヲスレバ諒解

ガ得ラレルト思フカラ、法制局トソレカラ司法省ノ意思ヲ傳ヘタイカラ、一時質問ヲ打切ツテ便宜ノ好イ所デ、政府委員室へ來テ

吳レヌカト云フ御話デアリマシタカラ、私モ参リタイト思ツテ居リマス、尙ホ昨日委員會ガ終ヒマシテ鐵道省ノ實際ニ起案ニ當タラレタ事務官ノ方ト懇談シテ見マシタガ、ニ取計ヒマス

○紅露委員 ソレデハ關係ノナイ點ヲ一寸二三點鐵道省ノ政府委員ニ御伺シタイノデ

ゴザイマスガ、是ハ大藏省商工省及ビ日本銀行ニ正式ニ御打合セガアツタノデゴザイ

マセウカ、ト申シマスルノハ、此讓受、又ハ讓渡ハ昨日ノ御説明ヲ伺ヒマスト、電力

管理案ナドト達ヒマシテ、讓渡代金ハ現金デ拂渡スノダ、サウシテ殊ニ有價證券若ク

ハ現金デ其差額ヲ供託スルノダト致シマス
ト、少クトモ五六十万圓、或ハ數百万圓、
甚シキニ至リマシテハ數千万圓ヲ投ジテ居
ル軌道會社モアルト思フノデアリマスガ、
御承知ノ如ク目下資金調整法ガ實施サレマ
シテ、此實施ノ效力ハ此事變中ズット續クノ
デアリマスガ、サウスルト折角斯ウ云フ法
律ヲ御持ヘニナリマシテモ、何千万圓モ、
何百万圓モ、何十万圓モノ代金ヲ現金デ甲
會社カラ乙會社ニ拂渡スト云フヤウナコト
ハ、資金調整法ニ引掛シテ不可能デハナイカ
ト云フヤウナコトヲ前カラ考ヘテ居ツタノ
デアリマスガ、ソレトモ資金調整法ノ所謂
甲ニ屬スルノデアルカラ我慢スルノダ、他
ノ法律ニアレバドンヽ銀行デモ或ハ金融
業者カラデモ借りサセテ拂渡サセテ宜イノ
ダト云フヤウナ御解釋デゴザイマセウカ、
ソレカラモウ一ツ第三トシテハサウ云フヤ
ウナ立前カラ行クノデアルト、資金調整法
ノ解釋ガ狂ツテ來ハシナイカト云フ、此三點
ニ付テ御説明ヲ伺ヒタイノデアリマス

○鈴木政府委員 只今デモ例ヘバ會社ノ工
事ノ認可ナドヲシマス時ニ、ソレガ調整法
ニ掛ル時ニハ、或ハ日本銀行或ハ大藏省ト
一々協議シテ居リマスカラ、此際モ或ハ讓
受ノ許可ヲスル際ニ於キマシテハ大藏省ト

協議シマシテ、サウシテ決メマスカラ、差
支ナイト思ヒマス、尤モ斯ウ云フ場合デア
リマスカラ、命令スル時分ニ一應大藏省及
ビ日銀ニ事前ニ諒解ヲ得テ置クト云フコト
ハ、是ハ事務上當然ノコトデアルト思ヒマ
ス

○紅露委員 サウ致シマスト今ノ監督局長
ノ御説明ヘ、マダ商工省トモ大藏省トモ、
又日銀當局トモ資金調整ノコトニ付テハ御
打合ハナイノデアルガ、併シ讓受又ハ譲渡
ヲスル際ニハ打合ヲスルノダ、隨テ資金調整
ニ引掛ルカ引掛ラヌカ、紙觸スルカシナ
イカ、又資金調整ノドノ部デヤルシダト云
フコトハ、御研究ニナッテ居ナカッタノデア
ル、是カラオヤリニナルト、斯様ニ諒承シ
テ宜シイデアリマスカ

○鈴木政府委員 此法律案ニ付キマシテハ、
ナカッタト云フコトデハゴザイマセヌデ、資
金調整ノコトニ付テ協議致シマス場合ニハ、
具體的事實ガ今緊切ニ必要アリヤ否ヤト云
ニ依ツテ統制シテ行ク事業ハ、緊急缺クベカ
ラザル事業ナリ、斯様ニ解釋シテ、資金調
整法ニ紙觸シナイノダ、斯ウ云フ御解釋デ
マスト、今政務次官ノ言ハレマシタノト、
私共一寸其方法ガ違ツテ居ルヤウニ思フノ
デアリマス、要スルニ陸上交通調整委員
會ニ掛ケルカ掛ケナイカト云フノハ、主
務大臣ガ決メルノデアリマスカラ、其掛
ケルト云フコトガ決マレバ、ドウ云フ條
件ニ依ルカ、ドウ云フ方法ニ依ルカ、ド
ウ云フ區域ニ依ルカ、ドウ云フ種類ニ依

ト、資料デアルノデアリマスガ、實際ニ或
ニ當ツテ必ズ問題ニナルト思フノデアリマス、
モウ一つ伺ツテ置キタイノデアリマスガ、若シ
御相談ニナルトスレバ資金調整法ノドノ條
項デオヤリニナルノカ、ソレカラ此陸上交
通法ニ所謂事業ノ讓受若クハ譲渡ト云フコ
トト、資金調整法トハ紙觸シハシナイカト
思ヒマスガ、此時局ニ際シテ國家ガ資金調
整マデヤツテ居ルノニ、此調整法ノ趣旨ト資
金調整法ヲ制定シタト云フ國策ト相反シハ
セヌカト云フコトヲ伺ツテ置キタイト思ヒ
マス

○紅露委員 私伺ツテ居ルノハサウ云フ意
味デハナイノデス、私ノ質問ノ仕方ガ悪カッ
タカモ知レマセヌガ、兎ニ角此非常時ニ直
面シタカラ、資金調整マデヤツテ、國家ハ調
整シテ居ル、ソレダノニ、此法律カラ行キ
ルコトアリマセヌカラ、資金調整法ノ各條
項ニ隨ヒマシテ、協議スペキモノハ協議ス
レバ宜イト吾々ハ考ヘテ居リマス

○紅露委員 サウスルト結局此陸上交通法
ニ依ツテ統制シテ行ク事業ハ、緊急缺クベカ
ラザル事業ナリ、斯様ニ解釋シテ、資金調
整法ニ紙觸シナイノダ、斯ウ云フ御解釋デ
マスト、今政務次官ノ言ハレマシタノト、
私共一寸其方法ガ違ツテ居ルヤウニ思フノ
デアリマス、要スルニ陸上交通調整委員
會ニ掛ケルカ掛ケナイカト云フノハ、主
務大臣ガ決メルノデアリマスカラ、其掛
ケルト云フコトガ決マレバ、ドウ云フ條
件ニ依ルカ、ドウ云フ方法ニ依ルカ、ド
ウ云フ區域ニ依ルカ、ドウ云フ種類ニ依

調整スルヤ否ヤト云フコトハ主務大臣ガ決定スルノデゴザイマスカラ、ソレハ委員會トハ違フノデアリマス、ダカラサウ云フヤウナ資金調整マデ國家ガヤツテ居ルノニ、斯ウ云フヤウナ何千万圓、何百万圓、少クモ何十万圓モノ金ヲ要スル所ノ事業ヲ、此際斯ウ云フ法律ヲ持ヘテ調整シテ行クト云フコトニナルト、ソレハ資金調整法ヲ制定シタ國策ト反シハセヌカ、私ハサウ云フコトヲ伺ツテ居ルノデアリマス。

○田尻政府委員 此事業ノ譲受又ハ譲渡ト云フコトガ調整方法ニ依ルカ、或ハ會社ノ合併設立ト云フ方法ニ依ルカ、或ハ事業ノ共同經營ニ依ルカ、サウ云フコトハ此法案ガ成立シマシテ、サウシテ主務大臣ガ交通委員會ノ意見ヲ徵シ初ステ決定サレル譯デアリマシテ、此法案ガ通過スレバ、直グニ莫大ノ資金ガ要ルノダト云フコト迄ハ、具體的ニハ今日決定シテ居ル譯デハ勿論アリマセヌシ、先程申シマシタヤウニ、委員會ニ掛ケル場合ニ考慮シテ遲クハナイノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、今日此法案ヲ立案スルニ當ッテ其處マデ交渉シテ置ク必要ハナカラウ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス。

○紅露委員 大體分リマシタ、マア商工省ニ、民有國營デ行クノダ云フヤウナコト、テ、民有國營デ行クノダ云フヤウナコト、テ、政府ハ資金調整マデヤッテ、サウシテ此際非當時對策ヲ講ジテ居ル、ソレナノニ、摩擦ナドヲ防グノハ宜イガ、譲渡トカ、譲受ハ現金デヤルノダト云フコトニナルト、資金調整法ヲ制定シタ趣旨ニ反シハシナイカ、斯ワ云フ事ナノデス、結局此法案ノ趣旨ガ

○山田委員 大體難カシイ法律上ノ問題ニ付テハ詳シイ質問ガアリマシタノデ、私ハ式ニ打合ラスル必要ハナカツカ、斯ウ云フ意味デアリマスガ、此法案デアルカ、ソレハ前ニ申上ゲマシタヤウナ理由デ、私質問ヲ留保致シマシテ、ドナタカニ御替リテ願ヒマス、サウシテ私歸リマシタラ、又續ケサセテ戴クヤウ御願申上ゲテ置キマス。

○星島委員長 承知致シマシタ——山田清君 構ト思ヒマス、今交通ガ非常ニ亂レテ居テ、之ヲ何トカ統制シテ公益ノ増進ラシ、大體難カシイ法律上ノ問題ニ付テハ詳シイ質問ガアリマシタノデ、私ハ工省ヤ日銀ノ諒解ヲ得ルト申シマスカ、正標ヲ置イテ居ルカ、或ハサウデハナク、是ハ現在ノ日本ノ事變ニ處シテ燃料國策ガ急務デアッテ、此場合ニ處シテドウシテモ燃料ヲ節約セネバナラヌ、「バス」ニ於テハ既ニ三月頃カラハ恐ラク相當ノ程度ノ天引何割ト云フ節約ヲヤルデアリマセウ、其他交通事業ニ付テ皆相當ノ節約ノ命令ガ下ッテ居ルヤウデスガ、此場合ニ對シテ燃料ノ消費節約ト云フコトニ重點ヲ置イテ、ソシテ是ガ公益ノ最モ狙ヒ所デアル、斯ウ云フヤウ

ニ考ヘテ居ルノデアルカ、此三ツニ付テ何處ヲ狙ッテ居ルノカ、恐ラクイヤソレハ皆其中ニ包含シタ公益ノ狙ヒ所デアルト云フ答辯ガアルト思ヒマスガ、其中デ皆ト云フコトニナルト何處ニ一體一番重點ヲ置イテ、狙ッテ居ルノデアルカ、燃料節約デアルカ、無駄ヲ排除シテ競争ヲ避ケテ、苦シンデ居ル會社ノ基礎ヲ確立スル、ソシテ大イニ交通事業ノ發達ヲサセヨウト云フ所ヲ狙ッテ居ルノカ、或ハソレニ依ッテ合理的ニ賃銀ノ低下ヲ圖リ、サウシテ以テ大衆ニ利益ヲ與ヘル、之ヲ狙ッテ居ルカ、是カラ一ツ聽イテ見タイト思ヒマス

○田尻政府委員 只今ノ御質問ハ本法案ノ狙ヒ所ニ付テノ御尋デゴザイマスガ、大體本法案ノ制定ヲ必要ト致シマス理由ハ大臣ノ答辯、ソレカラ説明ニモ度々アリマシタ通リ、現在交通機關が非常ニ發達シテ居リマスケレドモ、一面ニ於テハ相互ノ間ニ連絡統一ヲ缺キ、或ハ濫立競争ノ弊ニ堪ヘナインデ、事業者自身モ非常ニ困難ニ陥ッテ居テモ淘ニ遺憾ナ點ガ多イト云フ地域ガアルスガ出來ナイ、國家經濟上カラ申シマシテモ淘ニ遺憾ナ點ガ多イト云フ地域ガアルスガ、其第一點デスガ、是ハ實際上ノ問題ニ付テ申サレマセヌケレドモ、此發動スル地域ニノデアリマス、ソレデ全國的ニ見マスルト、今後大イニ交通機關ノ普及發達ヲ促進シナ

ケレバナラヌヤウナ場所モアルコトハ勿論デアリマスガ、只今申シマシタヤウナ特殊ノ地域モアルノデアリマシテ、サウ云フ地域ニ付テ此調整ヲシヨウ、ソレデ其目的トスル所ハ第二條ニ書イテアリマスヤウニ、「公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發達ニ資スル」ト云フコトデゴザイマシテ、元來交通機關ガ無用ノ競争ナドヲシナクテモ、合理的ニ經營ガ出來ルヤウナコト居ルノカ、アルコトモアルシ、或ハ直接ニ國家的ニ見目デ、隨テソレガ延テ國家ノ爲ニ有益デアルコトモアルシ、或ハ直接ニ國家的ニ見目デ、無用ノ設備等ヲシテ居ルコトガ、ソレニナリマスケレドモ、此法案ノ一番急務ト思ヒマス、其外ニモ無論澤山ノサウ云フスル所ハ第二條ニ書イテアリマスヤウニ、アルコトモアルシ、或ハ直接ニ國家的ニ見目デ、無用ノ設備等ヲシテ居ルコトガ、ソレニナリマスケレバナラヌモノハ

「公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發達ニ資スル」ト云フコトデゴザイマシテ、元來交通機關ガ無用ノ競争ナドヲシナクテモ、合理的ニ經營ガ出來ルヤウナコト居ルノカ、或ハソレニ依ッテ合理的ニ賃銀ノ低下ヲ圖リ、サウシテ以テ大衆ニ利益ヲ與ヘル、之ヲ狙ッテ居ルカ、是カラ一ツ聽イテ見タイト思ヒマス

○田尻政府委員 只今ノ御質問ハ本法案ノ狙ヒ所ニ付テノ御尋デゴザイマスガ、大體本法案ノ制定ヲ必要ト致シマス理由ハ大臣ノ答辯、ソレカラ説明ニモ度々アリマシタ通リ、現在交通機關が非常ニ發達シテ居リマスケレドモ、一面ニ於テハ相互ノ間ニ連絡統一ヲ缺キ、或ハ濫立競争ノ弊ニ堪ヘナインデ、事業者自身モ非常ニ困難ニ陥ッテ居テモ淘ニ遺憾ナ點ガ多イト云フ地域ガアルスガ出來ナイ、國家經濟上カラ申シマシテモ淘ニ遺憾ナ點ガ多イト云フ地域ガアルスガ、其第一點デスガ、是ハ實際上ノ問題ニ付テ申サレマセヌケレドモ、此發動スル地域ニノデアリマス、ソレデ全國的ニ見マスルト、今後大イニ交通機關ノ普及發達ヲ促進シナ

ケレバナラヌヤウナ場所モアルコトハ勿論デアリマスガ、少クトモ一般公衆ニ對シテ便益ヲ増進スルト云フコトト、事業自體ノ堅實性ヲ確保スルト云フコトガ主ナルスル所ハ第二條ニ書イテアリマスヤウニ、アルコトモアルシ、或ハ直接ニ國家的ニ見目デ、無用ノ設備等ヲシテ居ルコトガ、ソレニナリマスケレバナラヌモノハ

「公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發達ニ資スル」ト云フコトデゴザイマシテ、元來交通機關ガ無用ノ競争ナドヲシナクテモ、合理的ニ經營ガ出來ルヤウナコト居ルノカ、或ハソレニ依ッテ合理的ニ賃銀ノ低下ヲ圖リ、サウシテ以テ大衆ニ利益ヲ與ヘル、之ヲ狙ッテ居ルカ、是カラ一ツ聽イテ見タイト思ヒマス

○山田委員 只今ノ御答辯ニ依レバ、要ス

ケレバナラヌヤウナ場所モアルコトハ勿論デアリマスケレドモ、此發動スル地域ニノデアリマス、ソレカラ料金ノ點ニ於テハ却テ逆ノ結果ヲ生ジテ來ル、斯ウ私ハ信

ケレバナラヌヤウナ場所モアルコトハ勿論デアリマスケレドモ、此發動スル地域ニノデアリマス、ソレカラ料金ノ點ニ於テハ却テ逆ノ結果ヲ生ジテ來ル、斯ウ私ハ信

的ノ問題ニ入ッテ行キマスガ、委任經營ヲスルト云フコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマセヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデスガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナイコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云フコトニナル、併シ大乘的ノ見地カラ言ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、上ニ載セテ行クコトデアルカラ、是ハ當然ノコトデアラウト私ハ考ヘマスケレドモ、結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ苦シニ居ル會社ノ救濟案ダト云フコトニテ苦シニ居ル會社ノ救濟案ダト云フコトニナルノデハナイカト私ハ思フ、隨テ此度ノ所ヲ餘程當局ガ執行ニ當ツテ考ヘテ、又仕事

云フコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマセヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデスガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状ヨリハ料金其ノ點ニ付テハ、少クトモ安デアル料金其他ノ點ニ付テハ、少クトモ安クセナイマデモ現状ノ地位ニ置クコトガ出来ルト云フ確信ガアルカドウカ承リタイ、是ガ一點、ソレカラ第一點ハ一體斯ウ云フコトハ餘り喋ル必要ハアリマセヌガ、獨占事業ニ伴フ所ノ弊害ハ傲慢デアリ不遜デアリ、之ニ從フ所ノ從業員ハ實ニ其「サービス」ガ惡クナル、競爭シテ大イニ儲ケヨウトル場合ニハ、從業員モ非常ニ血ミドロニナッテ鬪ヒマスケレドモ、是ハ必ず獨占ダント云フコトニナルトサウデハナイ、現ニ東京電燈アタリガ東京市ヲ殆ド獨占シテ居リマスガ、電燈會社ノ從業員ナンカノ「メーテー」ヲ調べニ來ル奴等ノ態度ヲ見マシテモ、ナ步ミヲ續ケサセルト云フコトハ、軌道ノ交通ノ統制ヲ確實ニ樹立シテ、大イニ健全ナ步ミヲ續ケサセルト云フコトハ、軌道ノ上ニ載セテ行クコトデアルカラ、是ハ當然ノコトデアラウト私ハ考ヘマスケレドモ、結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ苦シニ居ル會社ノ救濟案ダト云フコトニテ苦シニ居ル會社ノ救濟案ダト云フコトニナルノデハナイカト私ハ思フ、隨テ此度ノ所ヲ餘程當局ガ執行ニ當ツテ考ヘテ、又仕事

ノ初メニ當ツテ考ヘナイト、吾々ガ假ニ協賛ヲ致シマシテ、大イニ贊成ダト云フコトデ

此案ガ通ツタ結果ハ、大衆カラハ會社ノ利益ヲ圖ランガ爲ニ此案ヲ作ツタノダト云フ誇

テアル料金其ノ點ニ付テハ、少クトモ安クセナイマデモ現状ノ地位ニ置クコトガ出来ルト云フ確信ガアルカドウカ承リタイ、

是ガ一點、ソレカラ第一點ハ一體斯ウ云フコトハ餘り喋ル必要ハアリマセヌガ、獨占事業ニ伴フ所ノ弊害ハ傲慢デアリ不遜デアリ、之ニ從フ所ノ從業員ハ實ニ其「サービ

ス」ガ惡クナル、競爭シテ大イニ儲ケヨウ

トル場合ニハ、從業員モ非常ニ血ミドロ

ニナッテ鬪ヒマスケレドモ、是ハ必ず獨占ダ

ント云フコトハ、會社ヲ盛立テ、ヤツテ

スルト云フコトハ、會社ヲ盛立テ、ヤツテ

マス、ソレヲ圓滑ニヤラウトスル細カイ問

題ヲ聽イテ居ルノデアリマス、ソレデモウ

二三點デスガ、極メテ簡単ニ其「ポイント」

ヲ当然受ケルト思フ、之ニ付テ政府ハ必ズ

本案實施ニ當ツテモ公益ニ資スル所ノ第一點

テアル料金其ノ點ニ付テハ、少クトモ安

クセナイマデモ現状ノ地位ニ置クコトガ出

来ルト云フ確信ガアルカドウカ承リタイ、

是ガ一點、ソレカラ第一點ハ一體斯ウ云フ

コトハ餘り喋ル必要ハアリマセヌガ、獨占

事業ニ伴フ所ノ弊害ハ傲慢デアリ不遜デア

リ、之ニ從フ所ノ從業員ハ實ニ其「サービ

ス」ガ惡クナル、競爭シテ大イニ儲ケヨウ

トル場合ニハ、從業員モ非常ニ血ミドロ

ニナッテ鬪ヒマスケレドモ、是ハ必ず獨占ダ

ント云フコトニナルトサウデハナイ、現ニ東京

電燈アタリガ東京市ヲ殆ド獨占シテ居リマ

スガ、電燈會社ノ從業員ナンカノ「メーテー」

ヲ調べニ來ル奴等ノ態度ヲ見マシテモ、

ナ步ミヲ續ケサセルト云フコトハ、軌道ノ

交通ノ統制ヲ確實ニ樹立シテ、大イニ健全

ナ步ミヲ續ケサセルト云フコトハ、軌道ノ

上ニ載セテ行クコトデアルカラ、是ハ當然

ノコトデアラウト私ハ考ヘマスケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

スガ、其場合ニ想像サレルコトハ、ドウ

ニカスウニカ無理ヲシナクテ經營ヲシテ

行カウト云フニハ、是ハドウシテモ現状

ヨリハ料金ヲ高クシナケレバ經營ガ出來ナ

イコトニナルト思フ、是ハ私確信ヲ持ツテ

居ル、サウ云フ結果ニナリマスト、所謂

公益ノ爲ニ圖ッタコトガ市民ノ方面、

乗客ノ方面カラスルト、其結果ハ值上ト云

フコトニナル、併シ大乗的ノ見地カラ言

ヘバソレハマア議論ハアリマセウケレドモ、

結局結果論カラ見マスト、現在ヨタノシテ

ノコトニ付テモ、先づ第一ノ論議ノ中心ニ

ナルモノハ、料金ノ問題ガ一番初メニ論

及サレルト思フ、サウシテ料金ノ問題ト云

フモノガ大體歩ミ寄ツテ行カナケレバ、會社

經營ノ根本方針ト云フモノハ確立致シマ

セヌ、是ハ非常ニ問題トナルト思フノデ

ス

マスト先程申シマスヤウニ事業ガ健全ニ經營サレルヤウニナリマスト、隨分競爭ノ爲ニ無駄ナ費用モ使ッテ居ルヤウナコトモアリマスシ、是ガ健全ニ經營サレ、バ、又合理化スレバ、經費モ段々少ナクテ濟ムト云フコトニナリマスト、一方ニ於テ公衆ノ爲ニ賃銀ノ値下ヲスルコト出來得ル場合モアルデアリマセウシ、賃銀ハ其儘ニシテ置イテモ、尙ホ一層良好ナ「サービス」ラヤラセルト云フヤウナコトニモナリ得ルト思フノデアリマシテ、苟モ本法ヲ發動セントスル場合ニハ、主務大臣トシテハ此二點ニ付テ十分ノ見極メガ付カナケレバ發動ハヤレマイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレカラ獨占事業ニナレバ、獨占ニ付テハ色々弊害ガアル、是ハ多クノ場合獨占體ニ弊害ノ伴フコトモ事實デアリマセウ、併ナガラ本法ニ依ッテ例ヘバツノ包括會社デ經營スルコトニナリマシタヤウナ場合ニ、其獨占ノ弊害ヲ除去スルコトニ付テハ十分法規上ノ運用モ出來ルコトデアリマシテ、要スルニ現在ノ競爭ノ弊ニ堪ヘズシテ、事業自體ヲ非常ニ薄弱ナラシメテ居ルヤウナモノニ代ッテ、一層國家的ニモ、亦事業自體力ラ見テモ、公衆ノ爲ニモ有利ナヤウニ改善シヨウト云フノガ目的デアルノデアリマス

○山田委員 私ノ質問ノ仕方ガ惡カッタノデセウ、政府委員ノ答辯ハ不良ナル會社救濟案デナイト、斯ウ云フ御答デアリマシタガ、私ハ決シテ不良ナル會社ノ救濟案ノ爲ニト云フ質問ヲシタ積リハアリマセヌ、皆フコトニナリマスト、一方ニ於テ公衆ノ爲ニ賃銀ノ値下ヲスルコト出來得ル場合モアルデアリマセウシ、賃銀ハ其儘ニシテ置イテモ、尙ホ一層良好ナ「サービス」ラヤラセルト云フヤウナコトニモナリ得ルト思フノデアリマシテ、苟モ本法ヲ發動セントスル場合ニハ、主務大臣トシテハ此二點ニ付テ十分ノ見極メガ付カナケレバ發動ハヤレマイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレカラ獨占事業ニナレバ、獨占ニ付テハ色々弊害ガアル、是ハ多クノ場合獨占體ニ弊害ノ伴フコトモ事實デアリマセウ、併ナガラ本法ニ依ッテ例ヘバツノ包括會社デ經營スルコトニナリマシタヤウナ場合ニ、其獨占ノ弊害ヲ除去スルコトニ付テハ十分法規上ノ運用モ出來ルコトデアリマシテ、要スルニ現在ノ競爭ノ弊ニ堪ヘズシテ、事業自體ヲ非常ニ薄弱ナラシメテ居ルヤウナモノニ代ッテ、一層國家的ニモ、亦事業自體力ラ見テモ、公衆ノ爲ニモ有利ナヤウニ改善シヨウト云フノガ目的デアルノデアリマス

○山田委員 私ノ質問ノ仕方ガ惡カッタノデセウ、政府委員ノ答辯ハ不良ナル會社救濟案デナイト、斯ウ云フ御答デアリマシタガ、私ハ決シテ不良ナル會社ノ救濟案ノ爲ニト云フ質問ヲシタ積リハアリマセヌ、皆フコトニナリマスト、一方ニ於テ公衆ノ爲ニ賃銀ノ値下ヲスルコト出來得ル場合モアルデアリマセウシ、賃銀ハ其儘ニシテ置イテモ、尙ホ一層良好ナ「サービス」ラヤラセルト云フヤウナコトニモナリ得ルト思フノデアリマシテ、苟モ本法ヲ發動セントスル場合ニハ、主務大臣トシテハ此二點ニ付テ十分ノ見極メガ付カナケレバ發動ハヤレマイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレカラ獨占事業ニナレバ、獨占ニ付テハ色々弊害ガアル、是ハ多クノ場合獨占體ニ弊害ノ伴フコトモ事實デアリマセウ、併ナガラ本法ニ依ッテ例ヘバツノ包括會社デ經營スルコトニナリマシタヤウナ場合ニ、其獨占ノ弊害ヲ除去スルコトニ付テハ十分法規上ノ運用モ出來ルコトデアリマシテ、要スルニ現在ノ競爭ノ弊ニ堪ヘズシテ、事業自體ヲ非常ニ薄弱ナラシメテ居ルヤウナモノニ代ッテ、一層國家的ニモ、亦事業自體力ラ見テモ、公衆ノ爲ニモ有利ナヤウニ改善シヨウト云フノガ目的デアルノデアリマス

○山田委員 私ノ質問ノ仕方ガ惡カッタノデセウ、政府委員ノ答辯ハ不良ナル會社救濟案デナイト、斯ウ云フ御答デアリマシタガ、私ハ決シテ不良ナル會社ノ救濟案ノ爲ニト云フ質問ヲシタ積リハアリマセヌ、皆フコトニナリマスト、一方ニ於テ公衆ノ爲ニ賃銀ノ値下ヲスルコト出來得ル場合モアルデアリマセウシ、賃銀ハ其儘ニシテ置イテモ、尙ホ一層良好ナ「サービス」ラヤラセルト云フヤウナコトニモナリ得ルト思フノデアリマシテ、苟モ本法ヲ發動セントスル場合ニハ、主務大臣トシテハ此二點ニ付テ十分ノ見極メガ付カナケレバ發動ハヤレマイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレカラ獨占事業ニナレバ、獨占ニ付テハ色々弊害ガアル、是ハ多クノ場合獨占體ニ弊害ノ伴フコトモ事實デアリマセウ、併ナガラ本法ニ依ッテ例ヘバツノ包括會社デ經營スルコトニナリマシタヤウナ場合ニ、其獨占ノ弊害ヲ除去スルコトニ付テハ十分法規上ノ運用モ出來ルコトデアリマシテ、要スルニ現在ノ競爭ノ弊ニ堪ヘズシテ、事業自體ヲ非常ニ薄弱ナラシメテ居ルヤウナモノニ代ッテ、一層國家的ニモ、亦事業自體力ラ見テモ、公衆ノ爲ニモ有利ナヤウニ改善シヨウト云フノガ目的デアルノデアリマス

○山田委員 私ノ質問ノ仕方ガ惡カッタノデセウ、政府委員ノ答辯ハ不良ナル會社救濟案デナイト、斯ウ云フ御答デアリマシタガ、私ハ決シテ不良ナル會社ノ救濟案ノ爲ニト云フ質問ヲシタ積リハアリマセヌ、皆フコトニナリマスト、一方ニ於テ公衆ノ爲ニ賃銀ノ値下ヲスルコト出來得ル場合モアルデアリマセウシ、賃銀ハ其儘ニシテ置イテモ、尙ホ一層良好ナ「サービス」ラヤラセルト云フヤウナコトニモナリ得ルト思フノデアリマシテ、苟モ本法ヲ發動セントスル場合ニハ、主務大臣トシテハ此二點ニ付テ十分ノ見極メガ付カナケレバ發動ハヤレマイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレカラ獨占事業ニナレバ、獨占ニ付テハ色々弊害ガアル、是ハ多クノ場合獨占體ニ弊害ノ伴フコトモ事實デアリマセウ、併ナガラ本法ニ依ッテ例ヘバツノ包括會社デ經營スルコトニナリマシタヤウナ場合ニ、其獨占ノ弊害ヲ除去スルコトニ付テハ十分法規上ノ運用モ出來ルコトデアリマシテ、要スルニ現在ノ競爭ノ弊ニ堪ヘズシテ、事業自體ヲ非常ニ薄弱ナラシメテ居ルヤウナモノニ代ッテ、一層國家的ニモ、亦事業自體力ラ見テモ、公衆ノ爲ニモ有利ナヤウニ改善シヨウト云フノガ目的デアルノデアリマス

云フコトニハ保證出來マセヌケレドモ、少
クトモ現在ノ狀況デ其儘放任シテ置クヨリ
モ、此調整ヲ行ッタ後ニハ賃銀或ヘ其他ノ便
益ノ上ニ於テモ一般公衆ニ對シテ綜合的ニ
便益ヲ増進スルト云フコトダケヘ間違ナイ
ト、斯様ニ確信致シテ居ルノデアリマス、
ソレカラ國鐵ノ賃銀値上ノ問題デアリマス
ガ、是モ國有鐵道ト致シマシテハ、現在相
當ノ利益ハ上ツテ居リマスケレドモ、一方ニ
於テモ相當ノ經費モ增加致シテ居ルノデア
リマシテ、是等ハ今後ノ物價ノ工合トカ色々
ナ諸般ノ事情ヲ綜合シテ見ナケレバ、唯
鐵道省ノ收益關係バカリヲ見テドウスウス
ルト云フ譯ニハ行キマセヌカラ、鐵道省ノ
運賃値上ノコトニ付テハ今後ノ推移ヲ見タ
上デ善處スルト云フコトニ考ヘテ居リマス
○山田委員 モウ一點承リマス、是ハ洵ニ
重要ナ點デアリマシテ、實ハ吾々業界ノ方
デモ、マダ信念ニ燃エテ居ル所ノ確立シタ
意見ト云フ所マデハ參ッテ居リマセヌガ、一
體「タクシー」營業ヲドウスルカト云フ問題
デアリマス、圓「タク」營業ヲドウスルカト
云フ問題デアリマス、先般鐵道大臣モ此條

ア都合ニ依レバ、其調整ノ範圍内ニスル場合モアル、斯ウ云フ御話デアッタヤウニ記憶致シテ居リマス、更ニ松永君ノ質問ニ於テモ、圓「タク」ヲ統制ノ範圍外ニ置イテハ統制ガ出來ナイノダト言ハレタ、是ハ専ラ東京市ヲ中心トシテ論議サレテ居タ問題ト考ヘマス、私モヤハリ此法案ノ狙ヒ所ノ第一ハ、大東京ト考ヘテ、其考ノ前提ノ下ニ質問シテ居ルノデアリマス、全ク帝都ノ此交通統制ヲヤルト云フコトニ付テ、實際ノ問題トシテハ、圓「タク」ヲ除外視致シタノデハ、中々統制ガ出來ナイト私ハ考ヘル者デアリマス、圓「タク」ノ臺數竝ニ一臺ノ稼高竝ニ全車臺數ノ稼高、是ガ各「バス」、「其他、他」ノ交通機關トノ競争ノ問題ニ付テハ茲デハ私ハ必要モアリマセヌカラ言ヒマセヌ、御存ジデアルト思ヒマス、ソコデ是ハ統制ノ範圍外ニ置イタノデハ出來ナイト思ヒマスケレドモ、事實上ノ問題ニ入ッテ行キマスルト、是ハ統制ノ範圍ノ中ニ置イタノデハ、又ナラナイト云フ結論ニナルト私ハ思フノデアリマス、ト云フノハ、他ノ會社、之ヲ稱シテ大資本デモアリマスマイケレドモ、マア大資本家ト云フ言葉ヲ使ッテ見マスト、此東京ヲ走ッテ居ル一人デ一臺シカ

宿モナク、車ノ中ニ寝テ居ルト云フヤウナ
臺數ヲ持ッタ者ガ非常ニ多イ、殆ド半分以上
アルノデアリマス、之ヲ此統制ノ中へ入レ
ラレテシマフト云フト、其結果ハ一體何處へ
走ツテ行クカ、ドウナルンダ、是ハ實際問題
トシテハ隨分大問題デアリマス、ソコデ其
連中四千二百數十臺ノ一人一臺持ノヤウナ
者ヲ集メテ、商業組合ノヤウナモノヲ作ッ
テ、經濟統制ヲヤツテ何トカ生キテ行カウ
トシテ、今藻搔イテ居ルノデアリマス、其
商業組合ヲ通ジテ話ヲスレバドウニカナル
カモ知レマセヌガ、一々之ヲ話ヲ付ケテ行ツ
タノデハ、逆モ此統制ノ範圍内へ入ラナイ、
又入レタ場合ニ彼等ガ喜ブカト云フト、決
シテ喜バナイ、一人デボツツ稼イデ居レ
バコソ食ヘルノデアル、其實體ノ中へ嵌込
マレテシマヘバ、是ハ全ク食ヘナクナル、
重大ナル社會問題ヲ起シテ居ル、現ニ大阪
ノ交通方面ニ於ケル所ノ「タクシー」商業組
合デハ、此法案ノ調整ノ範圍ノ中カラ除外
シテ吳レ、是ハ大阪方面カラノ「タクシー」
營業者ノ全體ノ聲トシテ現ハレテ居ル、東
京ノ方ノ圓「タク」ノ團體ノ聲トシテモ、此
調整外ニ置イテ貰ヒタイ、斯ウ云フ強イ要
望ナンデス、サウ云フ關係ヲ離レテ、靜ニ

考ヘテ見ル時ニ、ヤハリ統制ノ範囲内ニ或
ル程度ハ入レナケレバ統制ガ出來ナイ、併
シ之ヲ入レルト云フコトハ、其業者ノ生活
ヲ奪フコトデアル、非常ニ痛シ痒シノ問題
デアリマスガ、業者大衆ノ所謂決議ト申シ
マスカ、結論ト申シマスカ、ソレハ調整ノ範
圍カラ除ケテ吳レ、此中ニ入レラレテハ非
常ニ困ルノダ、斯ウ云フ結論ナンデス、併
シ大乘的見地カラ言フト、ヤハリ大臣ノ言ハ
レタヤウニ時ニ入レル場合モアル、併シ本論
トシテハ入レナイノダ、是ハ洵ニ明快ナル
御答辯ト私ハ思ツテ居リマス、是ハ一ツ肚
合セダト思フ、是ハ東京市ニ於ケル一番厄
介ナ問題ナンデス、此點ニ付テ一つ政府當
局ノ御答辯ヲ願ヒマス

イト云フヤウナ御意見デアリマシテ、私共ト致シマシテモ、其點ニ付テハマダ何等確定的ノ腹案ハナイノデアリマス、今後能ク業者自體ノ意向モ聽カナケレバナラヌシ、又山田サンノヤウナ各方面ノ専門家の方々ノ御意見ヲ能ク御聽キシテ、立案致シマスル場合ハ、無論此調整委員會ノ方ノ意見モ微スルコトデアリマスガ、サウ云フ方面デ十分ニ研究ヲ遂ゲタ上デ、無理ノナイヤウニ、而モ調整ノ目的ヲ達シ得ルヤウニ善處致シタイト考ヘル次第デアリマス。

○山田委員 私ハ政府委員ノ答辯ニ満足ヲ致シマシテ、質問ヲ打切りマス

○星島委員長 田中君

○田中委員 私ハ數項ニ亘リマシテ簡単ニ質問ヲ致シマスルカラ、ドウカ一ツ明快ニ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、先づ第一番

○田中委員 今田中サンノ御質問デゴザイマスガ、第一條ニ於キマスル自動車運輸事業ト云フ言葉ノ中ニ省營「バス」ガ含マレルカト云フコトデゴザイマスガ、結論カラ先ニ申上ゲマスレバ、本法ニ申シマスル自動車運輸事業ニハ含マナイ、ト申シマスノハ田中サンノ申サレマシタ通り、文字カラ言ヒマスレバ自動車交通事業法ニ於キマスル自動車運輸事業ハ三十七條ニ依リマシテリマス、此間誰カノ質問ニ對シマシテ、大臣ハ熱意ヲ以テ調整ニ參加セシメルヤウニ努メタイ、斯ウ云フヤウナコトヲ御答ニナックト私ハ記憶致シテ居リマス、所ガ此省營自動車ト申シマスモノモ、自動車交通事業法ニ依ル自動車運輸事業デアラウ、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマスガ、ソレハ果シテ私ノ話ガ宜イカ悪イカト云

書イテゴザイマスカラ、本法案第一條ニ謂フ所ノ自動車ノ運輸事業ノ中ニハ、モウ當然省營「バス」ナルモノハ包含シテ居ルモノデアル、斯様ニ解釋シテ宜イノデアリマセウカ

○鈴木政府委員 今田中サンノ御質問デゴザイマスガ、第一條ニ於キマスル自動車運輸事業ト云フ言葉ノ中ニ省營「バス」ガ含マレルカト云フコトデゴザイマスガ、結論カラ先ニ申上ゲマスレバ、本法ニ申シマスル自動車運輸事業ニハ含マナイ、ト申シマスノハ田中サンノ申サレマシタ通り、文字カラ言ヒマスレバ自動車交通事業法ニ於キマスル自動車運輸事業ハ三十七條ニ依リマシテトシテハ正當デアラウト私ハ思フノデス、成程主要ナル點ハ或ハ適用ニナッテ居ナイト思フ、居ナイカモノ知レマセヌケレドモ、デアル、國ガヤルカラ自動車運輸事業デナ

○鈴木政府委員 省營「バス」ガ自動車運輸事業デアルト云フコトハ言ヘルノデアリマスルガ、アノ規定ヲ見マシテモ、適用ヲ受ケマスル所ハ殆ド設備規格ノヤウナモノデアリマシテ、實際ニ於ケル免許、若クヤウナモノハ受ケテナイノデアリマス、ソレハ果シテ私ノ話ガ宜イカ悪イカト云

○田中委員 ドウモ妙ナ答辯デアリマスルガ、成程國ガオヤリニナルノデスカラ免許許可其他ノ手續ニ付テハ此規定ガ適用サレナイノハ言フ迄モナイノデアリマスガ、第一條ヲ適用シテアルト云フコトニナリマス

○田中委員 愈々カシイノデスガ、自動車運輸事業ト云フノハ自動車交通事業ニ謂フ所ノ自動車運輸事業ト解説シナケレバ總體ノ解説ガ付カナインデヤナインデスカ、勿論大臣ガ大臣ニ對シテ統制ヲ命令スルト云フノハヲカシイト言ハレマスガ、是ハ機關同士ノ關係デアリマスカラ是ハ一向差支ナイト思フ、大臣ガ大臣ニ對シテ命令スルカラ自動車交通事業法ノ言ウテ居ル所ノ自動車運輸事業ニ對シテ別ノ意味ヲ付スルト云フノハ誤デハナカラウカ、斯様ニ思ヒマス、ソレカラ又大臣ニ對シテ大臣ガ命令スル長ニ對シテ命令スルノト何モ違ヒハシナ是ハ一向構ハナイ、村長ガ村會議長タル村長ニ對シテ命令スルノト何モ違ヒハシナイ、其形式論ヲ以テ自動車運輸事業ヲ御解釋ニナルト致シマスレバ、一體此處ニ書イテアル自動車運輸事業トハ何ヲ示スモノデ

<p>アルカト云フ根本問題ニ入ラザルヲ得ナイ ト思フノデアリマスガ、如何デアリマス ○鈴木政府委員 自動車運輸事業ハ自動車 交通事業法ノ自動車運輸事業デアリマスガ、 本法ノ自動車運輸事業ヲ解釋スル場合ニ於 キマシテ、自動車運輸事業中ノ省營「バス」 モ含マセテ解釋スルカドウカト云フコトハ 本法ノ解釋ニ依ッテ決メ得ル問題ダト思ヒ マス、隨テ省營「バス」以外ノ自動車運輸事 業ハ此自動車運輸事業ダト吾々ハ解釋シテ 居リマス</p>
<p>○田中委員 サウ云フコトヲ仰シヤリマス ト、自動車運輸事業ハ自動車交通事業法ニ 謂フ所ノ自動車運輸事業デナイト解釋シテ 宜シウゴザイマスカ、何トナレバ自動車運 輸事業法ノ事業、斯ウ交通事業法ヲ離シテ 解釋致シマスト、交通事業法ノ中ニハ自動 車運輸事業以外ノ自動車運輸事業ト云フモ ノガアリ得ル、是ハ自動車運輸事業デナイ ノデスカ、アルノデスカ、サウ云フモノガ 自動車運輸事業ニ該當スルノデスカ、該當 シナイノデスカ、自動車運輸事業以外ノ自 動車運輸事業ト云フモノガ交通事業法ニア ルノデス、ソレハ本法ノ第一條ノ自動車運 輸事業ニ該當スルノデスカ</p>
<p>○鈴木政府委員 私ハ一ツモ違ハナイト思 ト、自動車運輸事業ハ自動車交通事業法ニ 謂フ所ノ自動車運輸事業デナイト解釋シテ 宜シウゴザイマスカ、何トナレバ自動車運 輸事業法ノ事業、斯ウ交通事業法ヲ離シテ 解釋致シマスト、交通事業法ノ中ニハ自動 車運輸事業以外ノ自動車運輸事業ト云フモ ノガアリ得ル、是ハ自動車運輸事業デナイ ノデスカ、アルノデスカ、サウ云フモノガ 自動車運輸事業ニ該當スルノデスカ、該當 シナイノデスカ、自動車運輸事業以外ノ自 動車運輸事業ト云フモノガ交通事業法ニア ルノデス、ソレハ本法ノ第一條ノ自動車運 輸事業ニ該當スルノデスカ</p>
<p>○鈴木政府委員 ソンナコトヲ仰シヤイマスト 定スル事業ニ入リマス</p> <p>○田中委員 ソレデハ言葉ヲ平タク言ヒマ 所ノ自動車運輸事業、斯様ニ私共從來解釋 シテ居ツタノデス、所ガ今此處デハサウデハ ナクシテ、又別ノ意味ノ自動車運輸事業デ アル、斯ウ云フコトニナリマスト從來ト違 フデヤナイデスカ</p> <p>○鈴木政府委員 私ハ一ツモ違ハナイト思 ト、自動車運輸事業ハ自動車交通事業法ニ 謂フ所ノ自動車運輸事業デナイト解釋シテ 宜シウゴザイマスカ、何トナレバ自動車運 輸事業法ノ事業、斯ウ交通事業法ヲ離シテ 解釋致シマスト、交通事業法ノ中ニハ自動 車運輸事業以外ノ自動車運輸事業ト云フモ ノガアリ得ル、是ハ自動車運輸事業デナイ ノデスカ、アルノデスカ、サウ云フモノガ 自動車運輸事業ニ該當スルノデスカ、該當 シナイノデスカ、自動車運輸事業以外ノ自 動車運輸事業ト云フモノガ交通事業法ニア ルノデス、ソレハ本法ノ第一條ノ自動車運 輸事業ニ該當スルノデスカ</p> <p>○鈴木政府委員 私ハ一ツモ違ハナイト思 ト、自動車運輸事業ハ自動車交通事業法ニ 謂フ所ノ自動車運輸事業デナイト解釋シテ 宜シウゴザイマスカ、何トナレバ自動車運 輸事業法ノ事業、斯ウ交通事業法ヲ離シテ 解釋致シマスト、交通事業法ノ中ニハ自動 車運輸事業以外ノ自動車運輸事業ト云フモ ノガアリ得ル、是ハ自動車運輸事業デナイ ノデスカ、アルノデスカ、サウ云フモノガ 自動車運輸事業ニ該當スルノデスカ、該當 シナイノデスカ、自動車運輸事業以外ノ自 動車運輸事業ト云フモノガ交通事業法ニア ルノデス、ソレハ本法ノ第一條ノ自動車運 輸事業ニ該當スルノデスカ</p> <p>○鈴木政府委員 自動車運輸事業ハ此自動車運輸事業ニ ハ入りマセヌ、ソレハ其他ノ勅令ヲ以テ指 範囲ガ全然分ラナクナリマセウ、私等ノ解 釋デハ、自動車交通事業法ノ規定シテ居ル 所ノ自動車運輸事業、斯様ニ私共從來解釋 シテ居ツタノデス、所ガ今此處デハサウデハ ナクシテ、又別ノ意味ノ自動車運輸事業デ アル、斯ウ云フコトニナリマスト從來ト違 フデヤナイデスカ</p> <p>○鈴木政府委員 國デヤル所謂省營「バス」 ハ本法第一條ノ自動車運輸事業ト云フ中ニ ハ入ッテ居ナイ、斯ウ御解釋下サッテ宜イト 思ヒマス</p> <p>○清水委員 關聯質問ヲ御許シ願ヒマス、 今田中君ノ御質問ハ非常ニ尤モナ御質問デ アルト思ヒマス、一昨日大臣ガ鐵道省モ之 ニ乗出シテ行ク、加ハルノダ、斯ウ云フコ トヲ仰シヤッタト云フコトハ、所ニ依ッテハ 者ノ方ハ此自動車運輸事業ニ入ラナイ、自 動車運輸事業ハ固ヨリ自動車交通事業法ニ 依リマスレバ、第一條ニ依ッテ省營「バス」 適用ガアリマスルカラ、省營「バス」モ自動車 運輸事業タルニハ違ヒナイガ、ソレハ文字 ヲ言明シテ居ラレル、スルト事務當局ノ仰 シヤルコトトマルデ違フ、私共ハ此案ヲ見 タ時ニ非常ニ異様ニ感ズル第一點ハ何處ニ ニ會社ノ合併又ハ設立ト云フコトヲ一番先 アルカト言フト、第二條ノ第一項ノ第一號 ナコトヲ言ハレルナラバ、私等ハ感心シナ イ、ダカラ此第二條第一項第一號ノ「會社 ノ合併又ハ設立」ト云フ意味ハ寧ロ此會社 ト云フノハ大臣ノ御考カラ言ヘバ恐ラクハ ナコトヲ言ハレルナラバ、私等ハ感心シナ イ、ダカラ此第二條第一項第一號ノ「會社 ノ合併又ハ設立」ト云フ意味ニ直サ ト云フノハ大臣ノ御考カラ言ヘバ恐ラクハ ナケレバナラヌデアラウ、サウシナケレバ 事業團體ノ合併又ハ設立ト云フ意味ニ直サ ト云フノハ大臣ノ御考カラ言ヘバ恐ラクハ ナケレバナラヌデアラウ、サウシナケレバ 此法文ノ精神ハ誤解サレ易イト私ハ考ヘル ノデアリマスガ當局ノ御考ハドンナモノデ ダナト、斯ウ云フヤウナ感ジガ頭ニビント ニ謳シテ居ル、サウスルト此規定ナルモノハ 公共團體モ國家モ入ラヌデ會社ダケガ入ル シダト云フコトガ直感サレルソレデ是ハ變 化ナト、斯ウ云フヤウナ感ジガ頭ニビント</p>

アリマスカ

○田尻政府委員 先程カラ監督局長カラ答

辯ガアリマシタガ、私カラモ補足的ニ御答致シタイト思ヒマス、第一條ノ自動車運輸事業ノ中ニ省營ノ自動車ガ包含サルベキデアルト云フ御解釋ハ、御尤ダト思ヒマス、唯鐵道省ト致シマシテハ、國有鐵道ニ付キマシテハ、先日來申述べテ居リマスルヤウニ、此法案自體ガ大體命令強制ヲ立前トスルモノデアリマシテ、此中ニ國有鐵道ヲ織込ムト云フコトハ、法制ノ立前トシテ、穩當デナイト云フコトカラ、法文ノ中ニハ國有鐵道ハ織込ミマセヌケレドモ、實質的ニ調整ノ必要ヲ認メマシタ場合、進ンデ國有鐵道ハ之ニ參加スルト云フコトハモウ大臣カラ屢々御言明ニナッタ通りアリマス、其點ハ一點ノ間違モアリマセヌ、サウシマスルト、此省營自動車ハ御承知ノ通リ國有鐵道ニ關聯シテ施設サレル性質ノモノデアリマスルカラ、ヤハリ國有鐵道ト同ジヤウノ下ニアルノデアリマスルカラ、同ジヤウナ扱ヒヲスルト云フコトガ、妥當デハナイガ、又便利デハナイカト云フコトヲ考ヘテ居ル次第デアリマシテ、無論省營自動車ガ調整ノ必要ノ場合ニ參加セシムルコトガ必

要ダト云フコトニナリマスレバ、無論省營

自動車モ參加スルコトニ付テハ間違無イ、

唯實質的ニハ今申上げマシタ通リデアリマシテ、形式的ノ見方カラ致シマシテ、此自

動車運輸事業ト云フコトニ入ルヤウデアリマスルケレドモ、此第一條ノ法文ノ解釋ト

シテハ、政府トシテハ今申上げタヤウニ入ラヌコトニ解釋シテ居ルノデアリマシテ、

其點甚ダ無理ダト云フ御考ノ起ルノモ私ハ御尤ダト思ヒマス、ケレドモ、精神ハサウ云フコトデアリマスルカラ、ドウカ然ルベクツ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○田中委員 今ノ御答辯デ了承致シマシタガ、解釋トシテハ、是ハ私ハ無理ト云ヒスカ、鐵道省ハ勝手ニ言ハレルダケデ、少シモ理由ガ表ハレテ居ラナイ、若シソレナ

省トシテハ參加スルコトニ決シテ客デハナ

イノデアリマス、ソレハ一ツ最初ニ能ク御

ラウト思フノデアリマス、私等モ餘リ無關

心デ居ツタノデアリマスガ、此調整案ガ提出

セラレマシテカラ、私ノ友人ガ參テ、隅田

川ニ於ケル一錢蒸氣ハ一體ドノ位ノ人ガ乗ツ

テ居ルカ知ツテ居ルカト云フ質問ヲ致シマ

シタカラ、アレハ幾ラモ舉ルマイト云フヤ

ウナ答辯ヲシマシタ所ガ、其友達ノ曰ク、

一日三百圓位ノ運送費ヲ舉ゲテ居ル、吾妻

橋デシタカ廄橋デシタカ知リマセヌガ、何

カ其ノ橋梁ヲ起點トシテ前後二ツノ會社ガ

出來テ居ル、是ガ中々馬鹿ニナラヌモノデ

アッテ、旅客運送ノ上カラデモ非常ニ大キナ

役目ヲ務メテ居ル、斯様ニ申シテ居リマス、

是ハ事實カドウカ知リマセヌガ、又大阪ニ

於ケル水路交通モ東京ノソレ程デハナイサ

ウデゴザイマスガ、相當ノ效果ヲ舉ゲツ、

アル、又隅田川ニ於ケル所ノ貨物運送ニ至ツ

テハ、是ハ非常ナ大キナモノデアル、小運

送法ノ場合ニ鐵道省ノ方面デハ之ヲ當然小

運送ノ範圍ニ入レナケレバ、ナラスト云フ要

求ガアッタ云フヤウナコトヲ内輪デ聞キ

マシタガ、マア川ノコトハ後ニシテ置カウト云フヤウナコトデ濟シニ居ル、ソレガ爲ニ今小運送法ノ目的トシテ居ル所ガ旨ク達

セラレテ居ナイト云フヤウニ聞イテ居リマスガ、此勅令案ニ水路交通ヲ御入レニナル

御意思ガアルカドウカト云フコトヲ明ニ御答願ヒタイ

○鈴木政府委員 吾々ハ只今ノ所陸上ヲ商

法三百三十一條ノ陸上ト同ジヤウニ解シテ居リマスノデ、此勅令ノ指定スル事業ノ中ニハ、水上ヲ含ンデ居ラナイト解釋シテ居ル

ノデアリマス、實際吾々ハ都市ノ水上輸送ト云フモノガマダ調整スベキ程非常ニ必要性ノアルモノダトハ考ヘテ居ラナイノデア

リマス、併ナガラ田中サンノ仰シヤラレル通リニ、必要ガアルト致シマスレバ、是ハ

將來考ヘ直サナケレバナラヌ問題ダト思フノデアリマスルガ、吾々ハ今ノ所ナイト考

ヘテ居ル者デアリマス、大臣ガ先程水上輸送ノコトニ付テ考慮スルト仰シヤラレタト

云フコトヲ申サレマシタガ、多分大臣ハ此都市ニ於ケル水上交通ノコトデナクテ、大

キナ國ニ於キマスル所ノ、所謂海上運送ト云フコトヲ御考ニナッタノデハナイカト思フノデアリマス、隨テサウ云フ全體ノ幹線ニ

於キマスル所ノ水陸交通ト云フ大キナ所ノ調整ニ付テハ此交通調整法ト別個ノ問題トシテ將來考ヘナケレバナラヌ問題ダト仰シヤツタノデハナイカト私ハ推察スルノデアリ

マス

○田中委員 大キナ問題ト大臣ノ言ハレタ

ノハ交通行政ノ場合デス、ソレハ私ガ御尋シマシタ、ソレカラ市内ノ水路交通ニ付テモヤハリ考慮スルト言ハレタノデアリマス

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於テ、

水路交通ヲ商法ニ規定シテ居ル所ノ範囲ニ限定シタト云フヤウナコトハ、法律論ノ上カ

ラ言ヘバ或ハ正當カモ分リマセヌガ、實際ノ交通ヲ調整スルト云フ意味カラ行キマス

レバ、ドウシテモ隅田川ニ於ケル所ノ水路

交通ヲ除外スルト云フコトハ私ハ具合ガ悪

イト思フ、鐵道省デハ水路ニ於ケル旅客貨物ノ調査表ガ既ニ出來テ居ルト聞イテ居リ

マスガ、ソレ等ヲ御参照下サレテ兎ニ角附屬勅令ノ中ニ入レルト云フ御考慮ヲ煩ハシ

タイト云フコトヲ希望ラシテ置クヨリ外ナ

ソレカラ次ニ御尋シタイノハ、自動車交

通事業法ノ中ニアリマスル所ノ自動車運輸事業ハ調整ノ範圍内ニ入レラレマシタガ、

無理ハナイト思フノデアリマス、勅令ニ御入レニナルナラバソレデ結構デアリマス

次ニハ兼營事業ノ措置ノ問題ニ付テ御伺

ス

而モ其上ニ於テハ「バス」ノ通行ヲ許シ、或自家用自動車ノ通行モ許スト云フヤウナ

設備デアリマスガ、之ヲ特ニ除外セラレタシマシタ、ソレカラ市内ノ水路交通ニ付テモヤハリ考慮スルト言ハレタノデアリマス

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於テ、

水路交通ヲ商法ニ規定シテ居ル所ノ範囲ニ限定シタト云フヤウナコトハ、法律論ノ上カ

ラ言ヘバ或ハ正當カモ分リマセヌガ、實際ノ交通ヲ調整スルト云フ意味カラ行キマス

レバ、ドウシテモ隅田川ニ於ケル所ノ水路

交通ヲ除外スルト云フコトハ私ハ具合ガ悪

イト思フ、鐵道省デハ水路ニ於ケル旅客貨物ノ調査表ガ既ニ出來テ居ルト聞イテ居リ

マスガ、ソレ等ヲ御参照下サレテ兎ニ角附屬勅令ノ中ニ入レルト云フ御考慮ヲ煩ハシ

タイト云フコトヲ希望ラシテ置クヨリ外ナ

ソレカラ次ニ御尋シタイノハ、自動車交

通事業法ノ中ニアリマスル所ノ自動車運輸事業ハ調整ノ範圍内ニ入レラレマシタガ、

無理ハナイト思フノデアリマス、勅令ニ御入レニナルナラバソレデ結構デアリマス

次ニハ兼營事業ノ措置ノ問題ニ付テ御伺

ス

業ノ問題ニ付テ御尋シタイ、兼業デ經營シテ居ル會社ガアリマス、ソレガ本案ノ第二條ノ二號ニ依リマシテ事業ノ讓受又ハ讓渡ヲ致シマス場合、假リニ讓渡ヲ命令セラレ

マシテ、兼業ヲ繼續スルコトガ出來ヌト云ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ風

車道事業ヲ申上ゲナカッタモノデアリマスカ

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ風

車道事業ヲ申上ゲナカッタモノデアリマスカ

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ風

車道事業ヲ申上ゲナカッタモノデアリマスカ

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ風

車道事業ヲ申上ゲナカッタモノデアリマスカ

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ風

車道事業ヲ申上ゲナカッタモノデアリマスカ

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ風

車道事業ヲ申上ゲナカッタモノデアリマスカ

ガ、言ハレタト言ハレナイニ拘ラズ、實際市内ノ交通ヲ調整スルト云フ場合ニ於キマシテハ、ドウ云フ風

車道事業ヲ申上ゲナカッタモノデアリマスカ

際問題ト致シマシテ兼業ノ問題ハ業者ノ間ニ於テ協定ガ纏レバ非常ニ結構ダト考ヘマス、又個々ノ問題トシテ、ドウシテモ獨立シ得ナイヤウナモノハ斡旋スルトカ云フヤ

ウナ方法モ考ヘラレル問題デアリマスルガ、本法其モノ、對象トシテ致スノハドウカト思ツテ私ノ方デハ省イタノデアリマス○田中委員 局長ハ少シ私ノ質問ヲ履キ違

ヘラレテ居ルヤウニ思ヒマスガ、私ハ兼業ヲ讓渡スヤウニ命令スルトカシナイトカ云フコトヲ聞イテ居ルノデハナイノデアリマス、地方鐵道カ、軌道カ、或ハ自動車運輸事業デモ宜シイガ、其全部ヲ讓渡セヨ——此讓渡ハ所謂讓渡命令デ一種ノ公用徵收ノヤウナモノデアリマスガ、公用徵收ノ命令ヲ受ケタ、所ガ兼業ヲシテ居ルモノハコトヲ前提トシテ兼業ヲヤッテ居ッタ、其時ニ親ノ仕事ヲ取ッテシマヒ、ソレニ附隨シタ兼業ノコトヲ何等考ヘナイデヤルト云フコトハ、餘リニモ虫ガ好イ話デハナイデセウカ、何トナレバ現在ノ地方鐵道法デモ御承知ノヤウニ國ガ地方鐵道ヲ買收致シマス場合ニ、其事業ヲ併セテ買フコトガ出来ルト云フヤウナコトヲ規定シテ居リマス、又公用徵收ノ理論カラ參リマシテモ、一部

ノ物件ヲ徵收シタガ爲ニ從來ノ通リニ物ヲ

使川スルコトガ出來ナイト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、買上請求權ト云フモノヲ

認メテ居ル、此場合ニ讓渡ヲ命令シナガラ、兼業ガ成立タウガ成立ツマイガ構ハナイト

云フヤウニ法律上ノ規定ニ於テサウ云フ制度ヲ執ツテ行クト云フコトハ、非常ニ酷ナヤリ方デアラウト思ヒマスガ、如何デアリマセウカ

○鈴木政府委員 結局成立ツ、成立タナイト云フコトノ主ナル見解ノ相違ハ、兼業トスルカ、或ハ先程申上ゲマシタ所ノ事業ニ吸収セラルベキ所ノ附帶事業トスルカト云

フ問題デアリマスルガ、固ヨリ田中サンノ申サレル通リニ事業ニ吸收サレル所ノ附帶事業ニ入ラナイモノデ、相當ノ兼業ガアリ得ルト思ヒマス、併ナガラ地方鐵道法ニ於テモ兼業ヲ買收スルコトヲ得ルノデアリマス

ルガ、ソレハ國家ガ兼業ト云フモノヲ買收シテモ宜シイト云フ規定デアリマシテ、斯

ウ云フ場合ニ國家ガ讓受ケル者ハ兼業ヲ欲シナニ拘ラズ、第三者ガ其兼業ヲ買收スル

シテモ宜シト思ヒマスガ、ドウシテモソレハ御認メニナラナイノデアリマスカ、是ハ此

間電力國家管理法ニ於キマシテモ、此問題ガ起リマシテ、結局修正シタ點デアリマス、其點ヲ明瞭ニ御答ヘ願ヒタイ

○田尻政府委員 私ノ答辯ガ明瞭ニナルカドウカ一寸分リマセヌガ、補足的ニ御答致シマス、所謂附帶事業デアリマスト、本業ハト殆ド不可分ノ關係ニアルノデアリマスガ、ソレヲ欲シナイ所ノ片一方ノ相手方

考ヘタノデアリマス、而モ公益的必要ニ依ッテ命令スルノデアルカラ、公益的必要ノ割合

ニ少ナイ兼業ハ除イテ置イタ方ガ宜イグラマシテモ、地方鐵道ヲ國家ガ買收スル場合ニハ、其兼業ニ付テ、一ツ分離シテ考ヘテ、

兼業ト雖モ併セテ買收スルコトガ出來ルト云フ考カラ兼業ヲ入レナカッタノデアリマス

○田中委員 實ニ私ハ亂暴ナヤウニ思ヒマス、是ハ勿論本業ヲ讓受ケタ讓受人ガ兼業ヲ貰フコトハ、是ハ宜イニ違ヒナイガ、一

方本業ヲ經營シテ居ル人ハ、強制徵收ヲセラレテ、謂ハバ良イ所ダケ取ラレ、後ハ捨テ、置カレルト云フヤウナコトハ、是ハ絶

対ニ許サルベキコトデハナイト思ヒマスガ、其場合ニ於テソレハ斡旋スルトカ、或ハ心配シテヤルトカト云フヤウナ行政手續デヤ

ルベキモノデハナクシテ、徵收後ニ於ケル所ノ跡始末トシテ當然法律ガ規定セナケレバナラヌト思ヒマスガ、ドウシテモソレハ御認メニナラナイノデアリマスカ、是ハ此

ノ問題デハナイノデアリマス、本業ヲ讓渡セト命令セラレマシタ場合ニ、其本業ノ存在スルコトヲ前提トシテ營ンデ居ル、兼業ハ廢業スル外ハナイノデアリマス、之ニ對シテハ何等ノ補償モ貰ヘナイ、オ前ノ方ハ勝手ニシテ居レバ宜イデヤナイカ、賴ンデ來レバ、讓受人ノ方ニ買フヤウニ斡旋シテヤラウト云フコトデハ、事業ハ危險デ出來ナヤウナ結果ニナリハシナイカ、又其兼業ヲ讓渡スカ、渡サヌカト云フ點ハ、今政府

事業經營者ノ主觀的ノ要素ガ多分ニ含マレ

テ居リマスノデ、例ヘバ地方鐵道法ニ於キ

マシテモ、地方鐵道ヲ國家ガ買收スル場合ニハ、其兼業ニ付テ、一ツ分離シテ考ヘテ、

兼業ト雖モ併セテ買收スルコトガ出來ルト云フダケノ立前ニナツテ居ルデアリマスカ

、本法案ニ於キマシテモ、其獨立性ヲ持テ貰フコトハ、是ハ宜イニ違ヒナイガ、一

居ル兼業ヲ、本業ト一緒ニ強制的ニ、或ハ讓渡サセルトカ、或ハ讓受ケサセルトカ云

フコトハ、妥當ヲ缺クノデハナカラウカト云フ考カラ致シマシテ、先程監督局長カラ御答致シマシタヤウナ立前ニ致シテ居ル次第デゴザイマス

○田中委員 私ノ御尋シテ居リマスノハ、兼業ヲ讓渡セト云フ命令ヲスルカシナイカ

ノ問題デハナイノデアリマス、本業ヲ讓渡セト命令セラレマシタ場合ニ、其本業ノ存在スルコトヲ前提トシテ營ンデ居ル、兼業ハ廢業スル外ハナイノデアリマス、之ニ對シ

テハ何等ノ補償モ貰ヘナイ、オ前ノ方ハ勝手ニシテ居レバ宜イデヤナイカ、賴ンデ來

レバ、讓受人ノ方ニ買フヤウニ斡旋シテヤラウト云フコトデハ、事業ハ危險デ出來ナヤウナ結果ニナリハシナイカ、又其兼業

ヲ讓渡スカ、渡サヌカト云フ點ハ、今政府兼業ト申シマスルト、殆ド獨立性ヲ持ツテ、其ニ對シテハ非常ニソレハ酷ナ法規ダト吾々ハ

委員ノ御説明ニ依ッテ讓歩スル、假令サウ云
フ風ニ致シマシテモ、ソレニ依ッテ生ズル所
ノ損失ニ對シテ、何等之ヲ補償シナイト云
フコトニナルト、是ハ實際亂暴ナヤリ方ダ
ト思ヒマス、發送電會社ガ左様ナコトヲヤ
ル場合ニ於テモ、ヤハリ相當ノ補償ヲスル、
其補償ニ不服ガアル時ニハ相當ノ救濟ノ方
法ヲ認メテ居ルノト同ジヤウニ、是ハヤラ
ナケレバナラヌ、非常ニ權利ヲ無視スルヤ
ウナヤリ方デハナイカト、斯様ニ考ヘマス
○鈴木政府委員 吾々ハ今獨立性ノナイヤ
ウナモノハ主ニ附帶事業ダト考ヘテ居リマ
ス、所謂交通事業ト不可分ノ關係ニアツテ、
其損益勘定ガ交通事業ニ依存シテ居ルモノ
ダト考ヘテ居ルノデアリマス、大抵ソレデ
以テ田中サンノ仰シヤル獨立シテ營業ヲ營
マナイモノハ、其中ニ包含セラレルモノト
吾々實際問題トシテ考ヘテ居リマス、ソレ
デアリマスカラ、左様ナ御心配ハナイデハ
ナイカト思ヒマス

○田中委員 分リマシタガ、監督局長ノ附
帶事業ト仰シヤルノハ、何ヲ言ハレテ居リ
マスカ、地方鐵道法、軌道法ヲ見マシタ所
ガ、事業ノ範圍ト云フモノハ頗ル明確デア
リマス、何モ附帶事業ト云フ言葉ヲ付ケル
必要ハナイ、軌道法、鐵道法ニ明確デアッ
ト思ヒマス、發送電會社ガ左様ナコトヲヤ
ル場合ニ於テモ、ヤハリ相當ノ補償ヲスル、
其補償ニ不服ガアル時ニハ相當ノ救濟ノ方
法ヲ認メテ居ルノト同ジヤウニ、是ハヤラ
ナケレバナラヌ、非常ニ權利ヲ無視スルヤ
ウナヤリ方デハナイカト、斯様ニ考ヘマス
○鈴木政府委員 吾々ハ今獨立性ノナイヤ
ウナモノハ主ニ附帶事業ダト考ヘテ居リマ
ス、所謂交通事業ト不可分ノ關係ニアツテ、
其損益勘定ガ交通事業ニ依存シテ居ルモノ
ダト考ヘテ居ルノデアリマス、大抵ソレデ
以テ田中サンノ仰シヤル獨立シテ營業ヲ營
マナイモノハ、其中ニ包含セラレルモノト
吾々實際問題トシテ考ヘテ居リマス、ソレ
デアリマスカラ、左様ナ御心配ハナイデハ
ナイカト思ヒマス

○田中委員 地方鐵道法第三十四條ハ兼業
ヲ營ム場合ヲ明ニシテ居ルノデアリマス、
ソレヲ附帶事業トシテ取扱ッテ居ルト仰シ
ヤルガ、此法律ノ第三十四條ニハ、既ニ書
イテアル、此上ハ争ヒマセヌガ、附帶事業
ト兼業トノ區別ヲ左様ニセラレルナラバ、
地方鐵道法三十四條ハ無用ノコトヲ規定シ
タモノト解スル外ナイト思ヒマスガ、是ハ
解釋ノ相違デアリマスカラ是レ以上申シマ
ス、其次ハ「タクシー」ノ統制ニ關スルコ
トデアリマスガ、先程山田君モ質問セラレ
テ居リマシタガ、此間ノ御答辯ニ依リマス
ト、勅令中ニ「タクシー」ヲ御入レニナルト
カラウト思フノデアリマス

○田中委員 只今申シマシタ交通事業
ニ依存シテ獨立性ノ割合ニ少イモノハ、吾
テ居ルモノト解釋シテ居リマス、隨テ地方
鐵道法ニ依リマスル買收ノ場合ニ於キマン
テモ、遊園地ナドハ、本當ノ獨立性ノナイ
モノトシテ、假令事業トシテ定款ニアリマ
シテモ、地方鐵道法ニ吸收サレルモノトシテ
取扱ッテ居リマス、左様御諒承ヲ願ヒマス
○田中委員 地方鐵道法第三十四條ハ兼業
ヲ營ム場合ヲ明ニシテ居ルノデアリマス、
ソレヲ附帶事業トシテ取扱ッテ居ルト仰シ
ヤルガ、此法律ノ第三十四條ニハ、既ニ書
イテアル、此上ハ争ヒマセヌガ、附帶事業
ト兼業トノ區別ヲ左様ニセラレルナラバ、
地方鐵道法三十四條ハ無用ノコトヲ規定シ
タモノト解スル外ナイト思ヒマスガ、是ハ
解釋ノ相違デアリマスカラ是レ以上申シマ
ス、其次ハ「タクシー」ノ統制ニ關スルコ
トデアリマスガ、先程山田君モ質問セラレ
テ居リマシタガ、此間ノ御答辯ニ依リマス
ト、勅令中ニ「タクシー」ヲ御入レニナルト
カラウト思フノデアリマス

決リマシテ、大體何處ヲ調整スルカト云フ時ニ、其調整ノ目的ガドウ云フ事業ヲ大體調整スルカト云フコトヲ考ヘルノデアリマスガ、其勅令ニ例ヘバ「タクシー」或ハ遊覽自動車ト云フヤウナモノガ必要デアリマスレバ、ソレハ勅令デ指定シヨウト思ッテ居ルノデアリマス、詰リ一遍ニ入レマスレバ其儘デアリマスケレドモ、最初ニ入レマス場合ニ何處マデ入レルカト云フコトガマダハッキリ決ツテ居ラナイノデアリマス、必要以外ノモノヲ主ナル業名ヲ豫想シテ入レルノハドウカト思ヒマシテ、ソレヲ唯必要ノアル場合マデ待ツテ居ル、斯ウ申シタノデアリマス〇深澤委員 今質問中ノ問題デスガ

スルト云フヤウナモノニ是ハ入ラナイノデ
ウ云フ單獨ノ統制ニ付テモ何等カ御考慮ガ
願ハナケレバナラヌモノダト思ヒマス、實
ハ市内ノ「バス」ノ統制ト云フコトハ非常ニ問
題ニナリマシテ、御承知ノ通り數年前ニ此
處ニ當時ノ立役者ガオ居デニナルノデスケ
レドモ、東京市ノ電氣局ガ從業員ニ二千万
圓ノ金ヲヤッテ雇ヒ替ヘラヤッタコトガアル、
私ハ其當時其案ニ反対シタ、警視廳デ決シテ
來タノデ仕方ナク實行サレマシタガ、二
千万圓ノ金ガアルナラバ、東京市ノ「タク
シー」ヲ買收シテシマヘバ電氣局ヲ立直ス
コトガ立チ所ニ出來ル、ソンナ從業員ニ減
俸ヲ與ヘナイデモ、此際二千万圓ノ資金デ、
一万臺ノ自動車ヲ買收シテシマヘバ、ソレ
デ東京市ノ電氣局ハ更生出來ルト云フコト
ヲ議論シタノデアリマスガ、遂ニ警視廳ノ
命令通リニナッタノデアリマスガ、マダ資本
家方面ニ於テモ、此統制ニ乗出シテ來テ居
ル者モアルト云フヤウナ實情カラ考ヘテ見
マシテ、實ハ一万臺ノ自動車ガ一日ニ十圓
ヅツ一臺ガ稼グトスルト一年ニ三千六百万
圓稼イデ居ルコトニナル、東京市電ノ最高
ノ年度ノ收入、一番好景氣ノ時ノ收入デモ
三千六百万圓ニハ達シナイデスカラ東京市

ノ交通機關デアル電車ノ全收入以上ノモニ
ヲ今「タクシー」ガ占メテ居ル、ソレデハ他
ノ事業ガ成立ツ筈モナイシ、更ニ「タクシ
ー」ノ競争ガ激甚ノ爲ニ非常ニ事故モ突發
シヨウト云フノデアリマスカラ、是ハ統制
シナケレバ、軌道事業ノ方面カラ見テモ成
立チマヌシ、又左様ニ亂脈ナル交通状態
ト云フモノハドノ都市ニモナイノデアリマ
スカラ、是非統制シナケレバナラニ状態デ
アリマスカラ、一ツ至急ニ「タクシー」ノ統
制ト云フコトニ付テハ御考ヘ置キヲ願ヒマ
シテ何トカシナケレバナラナイ状態デアリ
マス、要スルニ殺人状態——殺人状態ト云
フヨリモ無政府状態ノ有様デスカラ、此點
ハ特ニ御考慮ヲ願ヒ、自治體デ斯様ナコト
ヲヤル場合ニ於テハ何等カノ便宜ヲ與ヘル
ヤウナ、法制上出來ナイ迄モ、政府ニ於テ厚
意アル取扱ヲ御願致シタイノデアリマス
○佐藤委員長代理 田中君御質問ハアリマ
セヌカ

スルト云フコトヘ、是ハモウ何人モ疑ヒナ
イ所デアラウト私ハ考ヘテ居ル者ノ一人デ
ゴザイマス、サウシテ其統制カラ得マシ
タ經營上ノ利益ハ市民ノ全體ニ歸屬セシム
ルト云フノガ最モ善イノデハナイカト云フ
愚見ヲ持ッテ居ル者デアリマス、私ハ十年程
前ニ左様ナ觀點カラ致シマシテ、今ノ自治
團體ト云フモノハ色々ナ費用ノ負擔ヲ命ゼ
ラレテ居ル、交通機關ト致シマシテハ道路
費用ノ負擔ヲ否デモ應デモ法律ノ上カラ強
制セラレテ持ッテ居ル、トコロガ自治體ノ財
源ハ常ニ豐富デハナイノデゴザイマスカ
ラ、此負擔ニ對シテ非常ニ苦シonde居ル、
是ハモウ全國ヲ通ジテ苦シonde居ル、何ト
カシテ此負擔ノ輕減ヲスルヤウナ方法ヲ考
ヘタラドウカト云フヤウナコトヲ考ヘマシ
テ、是ハドウモ道路ノ費用ヲ負擔シテ居ル
ヤウナ公共團體ハ自動車運輸事業ヲ經營シ
テ、其經營上ヨリ生ズル所ノ幾分ノ利益デモ
負擔ノ方ニ差向ケテ行ク方ガ適當デハアル
マイカト云フ考ヲ起シタコトガアリマシタ
ガ、ヤハリ今ニナッテモ其主張ハ捨て、居リ
マセヌ、サウ云フコトニナルコトヲ希望シ
テ居ルノデゴザイマスガ、此間此處デ論議
セラレマシタ東京市内ノ交通機關モサウシ
タラ宜イガト云フヤウナ議論ガ起リマシタ

ガ、私ハ東京市内ニハ吾々ノ此ノ議論ヲ持ツ

テ行クコトハ出來ナイノデハアルマイ

カ、斯様ナ意見ヲ持ッテ居リマス、何故其ヤ

ウニ他ノ都市ハ公益事業ガ良イニ拘ラズ、

東京市ニ限ッテ惡イカト申シマスルト、現在

東京市ノ市營軌道ト云フモノハ實ニ窮迫シ

タ狀況ニ置カレテ居ル、之ヲ十一年度ノ成

績ニ付テ見マシテモ、電車ノ經濟ハ一箇年

間ニ於テ四百四十三万圓ノ赤字ヲ出シテ居

ル、「バス」ハ五十四万圓儲ケテ居ル、電氣供

給事業ハ二百五十万圓儲ケテ居ル、併ナガ

ラ此三ツノ事業ヲ「プラス」「マイナス」致シ

マシテ、結局ニ於テ百三十九万圓ノ缺損ヲ生

ジテ居ル今度此法ニ依ッテ交通機關ヲ統制シ

マスルコトニナレバ、今東京市ノ電氣局ガ

ヤツテ居リマス所ノ電車ト「バス」ハ統制ガ

出來マスルガ、電氣供給事業ガ關係外ニナッ

テ來ル、サウ致シマスルト、三百八十九万

圓、一寸四百万圓程ノ赤字ヲ出スヤウナ次

第デアリマス、斯様ナ赤字ヲ出ス仕事ヲシ

テ居ル事業ノ建設費ハナンボデアルカト申

シマスレバ、二億五千九百万圓ノ建設費ヲ

持ッテ居ル、資本勘定カラ言ッテ見ルト、借

入資本金ヲ二億三千万圓持ッテ居ル、サウ云

フ狀態デアルノデアリマス、斯様ナ狀態ニナツタ申シマスノハ、勿論東京市ハ他ノ都

市ト違ヒマシテ、道路ノ費用負擔金ヲ他ノ

市ヨリ常ニ澤山持ッテ居ルト云フコトト、震

災ニ因ル復舊費ノ負擔、斯様ナ結果ト思ハ

レルノデアリマスケレドモ、借金ヲシテ居

ルノガ實際デアル、此借金ヲドウ云フヤウ

ニ解決スレバ宜イノデアルカト云フコト

ガ、東京市電更生策ノ第一ノ眼目トナッテ

居ルノデゴザイマス、此問題ハ山手線ノ拂

下ラ受ケルト云フコトト相並ンデ、東京市

ノ交通統制上ニ横ハッテ居ル大キナ問題デ

アラウト思フノデアリマスガ、東京市ノ財

政ニ關シテ特別ノ考慮ヲ加ヘラレテ居リ、

或ハ加ヘラルベキ筈ノ内務省等ニ於キマシ

テハ、此電氣局ノ持ッテ居ル莫大ナル借金ニ

對シテ何等ノ援助ヲセラレナイ、東京市ハ

マシタヤウナ市電ノ借金ノ整理ト云フヤウ

デアリマシテ、或ハ田中君ガ御述ベニナリ

マシタヤウナ市電ノ借金ノ整理ト云フヤウ

ナコトニ付テ、省内ノ部局等ニ於テハ研究

シマシテハ、只今此處デ御答スルダケノ具

體案ハアリマセヌ、マア此法案ガ成立シマ

スレバ、東京市ノ問題ノ如キ一番ニ解決シ

ナケレバナラスト切實ニ御考へ下サッテ居

ウカ成ベク速ニ此法案ガ成立シテ、具體的

致シテ置キマス

フコトヲ、成ベク詳シク御示シ願ヒタイト

思フノデアリマス

〇田尻政府委員 只今東京市ノ交通事業調

整ノコトニ付テ色々有益ナル御意見ヲ承リ

マシタ、先達テカラ他ノ委員ノ方カラモ

色々御意見ガ質疑ノ形ニ於テ現レテ居ルノ

デアリマスガ、鐵道省ト致シマシテハ、本

法案成立ノ曉ニ於キマシテハ、東京市ノ如

キハ最モ第一番ニ發動サレル地域ダト云フ

風ニ豫想致シテ居ルノデアリマスガ、然ラ

バ如何ナル方法ニ依ッテ調整スルカト云

フコトニ付テハ、マダ全ク腹案モナイノ

デアリマシテ、或ハ田中君ガ御述ベニナリ

モ、此際政府當局ノ方デ其片鱗ヲ見セルト

云フコトハヤルベキモノデハナイ斯様ニ考

ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ東京市ノ負債

ヲ内務省方面デハドウ云フ風ニ考ヘテ居ル

カ、是ハ沟ニ御尤ナ御尋デゴザイマスルガ、

是ハ交通調整ト切離シテ考ヘル點ニ於テハ本

當ニ效果ノアル問題ダト思フノデアリマス、

併ナガラ未ダ十分ノ成案ヲ得テ居リマセ

ヌ、斯ウ云フ點ニ付キマシテハ鐵道當局ト

東京市ノ方面トハ始終折衝ヲ續ケ、意見ノ

交換モシテ居ルモノト考ヘテ居リマスガ、

未ダ適當ナル結論ニハ達シテ居ラヌヤウニ

議ニ參加シタノデアリマスガ、兎ニ角此借

錢ヲ内務省邊リガ幾分カ補給スルカシナニ依ッ

カト云フ肚ヲ御決メニナルカナラヌカニ依ッ

テ、此問題ハ解決スルモノト思フテ居リマ

ス、内務省ハ此交通調整ヲ動機ト致サレマ

シテ、電氣局ノ負債ノ利子ヲ幾分デモ補給

シテヤルト云フヤウナ御考ハナイノデアリ

マセウカ、其點ヲ御伺シタイ

〇勝田政府委員 東京市ノ交通調整ノ方法

ニ付キマシテハ、只今鐵道省ノ政府委員カ

ラ御述ニナッタ通リデアリマス、全ク白紙ノ

状態ニアル、斯ウ御答申シマスヨリ方法ハ

ナイノデアリマス、多少ノ案ガアリマシテ

シテアリマシテ、或ハ田中君ガ御述ベニナリ

マセウカ、其點ヲ御伺シタイ

〇田尻政府委員 只今東京市ノ交通事業調

整ノコトニ付テ色々有益ナル御意見ヲ承リ

マシタ、先達テカラ他ノ委員ノ方カラモ

色々御意見ガ質疑ノ形ニ於テ現レテ居ルノ

デアリマスガ、鐵道省ト致シマシテハ、本

法案成立ノ曉ニ於キマシテハ、東京市ノ如

キハ最モ第一番ニ發動サレル地域ダト云フ

風ニ豫想致シテ居ルノデアリマスガ、然ラ

バ如何ナル方法ニ依ッテ調整スルカト云

フコトニ付テハ、マダ全ク腹案モナイノ

デアリマシテ、或ハ田中君ガ御述ベニナリ

モ、此際政府當局ノ方デ其片鱗ヲ見セルト

云フコトハヤルベキモノデハナイ斯様ニ考

ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ東京市ノ負債

ヲ内務省方面デハドウ云フ風ニ考ヘテ居ル

カ、是ハ沟ニ御尤ナ御尋デゴザイマスルガ、

是ハ交通調整ト切離シテ考ヘル點ニ於テハ本

當ニ效果ノアル問題ダト思フノデアリマス、

併ナガラ未ダ十分ノ成案ヲ得テ居リマセ

ヌ、斯ウ云フ點ニ付キマシテハ鐵道當局ト

東京市ノ方面トハ始終折衝ヲ續ケ、意見ノ

交換モシテ居ルモノト考ヘテ居リマスガ、

未ダ適當ナル結論ニハ達シテ居ラヌヤウニ

致シテ置キマス

〇田中委員 私都市研究會ノ交通調整ノ論

議ニ參加シタノデアリマスガ、兎ニ角此借

錢ヲ内務省邊リガ幾分カ補給スルカシナニ依ッ

カト云フ肚ヲ御決メニナルカナラヌカニ依ッ

テ、此問題ハ解決スルモノト思フテ居リマ

ス、内務省ハ此交通調整ヲ動機ト致サレマ

シテ、電氣局ノ負債ノ利子ヲ幾分デモ補給

シテヤルト云フヤウナ御考ハナイノデアリ

マセウカ、其點ヲ御伺シタイ

シマシテ愈々東京市ノ交通ヲ調整スルト云フ
ヤウナ際ニ於キマシテハ、只今田中サンモ
御述ニナリマシタ通り、東京市ノ交通事業
ニ對スル負債ヲドウ云フヤウニスルカト云
シナケレバナラヌ問題デアル、斯様ニ存ジ
テ居リマス

○道家委員 關聯質問デスガ、只今東京市
ノ問題ガ出マシタガ、東京市デモ實際ノ問
題トシテ此法案ガ通過スレバ勿論適用サレ
ル、サレルドコロヂヤナイ、主ニナルモノ
ガ大阪市ト東京市デアルコトハモウ周知ノ
事實デアル、ソコデ今モ電氣事業ノ豫算審
議中デアリマスガ、此豫算委員會ニ於テモ
非常ニ心配シテ居ルノデアリマス、ドウ云
フ方針デ行カレルノデアラウカト云フコト
ニ付テ、此決定如何ニ依ッテハ市ノ覺悟モ
アリマスシ、又用意モシナケレバナラヌ、
斯ウ云フ譯デ疑心暗鬼ヲ懷イテ居ル次第デ
アル、ソコデ御發表ハドウモ困ルト云フヤ
ウナ御話デアリマシタガ私ハドウモ其點ガ
分ラナイ、私ハ大體統制ハドウシテモ必要
デアルト思フ、此前ノ「ストライキ」ガアリ
マシタ時ニモ、吉田サンモ調停委員デ、或
ル種ノ人達トドウシテモ此後デ統制ヲ取ラ
ナケレバ駄目ダト云フヤウナコトヲ話シタ

ヤウナ譯デ、此案其モノニ反対デハナイン
デスガ、法ハ知ラシムベカラズ倚ラシムベ
シト云フヤウナ方針デ、唯頗被リニ御出シ
ニナッテ、疑心暗鬼ノ中ニ十五日ヤ二十日過
戴イテ、進ンデ改革スベキモノハ此際改革
シテ大イニヤルト云フ勇氣ト決心ヲサレル
コトガ公明ナ方法デアラウ、又賢明ナ方法
デアルト私ハ存ズルノデアリマス、ソコデ
聞ク所ニ依リマスト大阪ハ市ヲ中心トシテ
統制サレル、市營ヲ維持サレル、ソレハ大
阪市内ノ交通ノ大部分ハ大阪市營デアリ
マス、東京トハ幾分違ツテ居リマス、東京ハ
サウデナインデアル、マダ今言ッタヤウナ財
政上ノ問題、露骨ニ言フナラバ市會ノ狀況
等マデモ御考慮ニナッテ居ルト云フコトデ
アリマスガ、東京ハドウ爲サルオ積リデア
リマスカ、ハツキリ一ツ此際御明示下サッタ
方ガ宜イト思ヒマス

○田尻政府委員 此交通事業ノ調整ニ付テ
東京市ナラ東京市、大阪市ナラ大阪市ニ限ッ
テノ特殊立法デアリマスレバ、只今御述ニ
ナリマシタヤウナ東京市ノ調整ノ方法等ニ
付テ、具體的ニ腹案ヲ持ツテ臨マナケレバ
シナヌ譯デアリマスルガ、御承知ノ通リ本
法ハ先づ全般的ニ發動ガアル場合ニ、其地
域ニ特殊ナ事情ヲ考慮シテ、サウシテ調

整ノ方法ヲ決定スル立前ノ一般的ノ立法デ
アリマスルノデ、東京市ノ問題モ無論切實
ニ考ヘテ居リマスルケレドモ、此法律ノ立
前ノヤウニ衆智ヲ集メテ慎重ニ、而モ成ベク
速ニ具體的調整ニ入ルト云フ方針デ進ンデ
居ル次第デアリマス、只今ノ御質問ニ對シ
テ具體案ヲ示ストカ、或ハドウ云フ調整方
法ヲ以テ臨ムト云フコトヲ申上ゲル程度ニ
ハ達シテ居ナイノデアリマス、左様御諒承
願ヒマス

○道家委員 サウ致シマスト昨日モ私ハ關
聯質問デ伺ッタノデスガ、此法制ハ何等政
府トシテ、御提案ニナッタ鐵道、内務兩省
ニ於テハ何モ根本的ナ「イデオロギー」ガ
ナイ法律デアル、唯便宜主義ニ依ッテ宜イ
加減ニ拘ヘタモノデアル、斯ウ解釋シテ宜
シイノデアリマセウカ、ソレハ交通事業ガ
公共企業デナクチヤナラヌ、サウ云フコトガ
ガ必要デアル、其方針デ行クト云フコトガ
ナクテ、宜イ加減ニ其地方々々ニ依ッテ公
共企業デアラウト、市營デアラウト都合
ノ好イ、又運動ニ依ッテドッチニデモスルノ
云フ趣旨デアリマシテ、而モ官僚ノ獨善デ
ナクシテ、有ニル衆智ヲ集メテ——有ニル
云フ調整ノ實效ヲ擧げ得ルヤウニ考ヘルト
ト申シマシテモ交通事業委員會ノ機構ニ付
テハモウ既ニ御承知ノ通リデアリマスガ、
其外ノ方面カラモ此法律ニ依ラナクテモ色々

ニ意見ヲ徵スルコトモ出來マスルカラ、
私ハサウ云フ態度デ臨ンデモノ何モ信念ガナ
イトカ、或ハ宜イ加減ナモノダト云フ御非
難ヲ受クベキ筋合ノモノデハナイ、斯様ニ
考ヘテ居ル次第ゴザイマス

○道家委員 サウ致シマスト具體的ノ目標
ガナイトシマスト、非常ナ單純ナ會社ナド
ナラバ宜シイノデスガ、市ノヤウナ市制ニ
依ツテ決議機關モ持ツテ居ルヤウナ機關ニ對
シテ、財產ノ物權ノ移轉等ニ付テノ命令ナ
ドノ場合ニ、隨分御考究ヲ要スルモノガア
ルト思フ、サウ云フコトモ餘リ具體的ニ御
考ナラズニ立法ナサレタノダトスルト、其
處ニ無理ガ出來ル、無理ガ出來タ時ニハ法
律、命令デ以テヤツケテシマヘ、營業權デ
モ何デモ停止出來ル、斯ウ云フ官僚的ナ立
法デアルトモ思ハレマスガ、ソレデモ宜シ
ウゴザイマスカ

○田尻政府委員 政府ノ考ヘテ居リマスル
所ハサウデナクシテ、斯ウ云フ一般的ノ法
律ヲ立法致シマシテ、サウシテ既ニ發動サ
レル地域ト云フモノハ大體モウ豫想サレテ
居ル通リデアリマスルカラ、廣ク國民ニ斯
ウ云フ趣旨ノ調整ヲヤルノダト云フコトヲ
知ラシテ、サウシテ具體的ノ調整案ノ方ハ
最モ非官僚獨善的デアツテ、民衆ノ意見ヲ尊

重スル所以デアリ、關係方面ノ意向ヲ斟酌
シテ調整ノ實效ヲ舉ゲルニ相應シイヤリ方
デアル、斯様ニ信ジテ居ルノデアリマス
○道家委員 大體發動セラレル地域ヲ御想
像ニナツタト云フコトハ、具體的ニヤハリ相
當御考ニナツタト云フコトヲ證明スルモノデ、
私ハサウデナクテハナラスト思フ、ソコデ
率直ニ何處ハドウスル、ドウ云フ弊害ガア
ルト云フ譯デ、此非常時ハ大改善ヲスル一
ツノ機會デアリマスカラ、此際ニ於テ根本
的ニ借金ノ整理モシ、又不合理ナ點ヤ情弊
等モスッカリ一掃シテ、本當ノ交通統制ヲヤ
ラナケレバナラヌ、サウヤラナケレバ本當
テハ如何様ニ御考ニナリマスカ伺ヒタイ
○田尻政府委員 政府ト致シマシテハ差當
リ東京ノコトデ申シマスレバ、調整ノ必要
ダケハ十分ニ認ヌル譯デアリマスガ、然ラ
バ調整ノ方法ヲ如何ニスルカト云フコトハ、
東京市ノ實情ニ通ジテ居ラレルアナタ方ノ
御意見ナドヲ大イニ尊重シテ、今後立案ス
ルコトガ最モ適當デハナイカ、斯様ニ考ヘ
テ居ル次第デアリマス

○田中委員 ドウモ政府委員ノ御答辯ヲ伺
ニ依ツテ參加セラレルモノト、私ハ想像スル

ヨリ外ナイト思フノデス、所ガ運賃協定ナ
ルモノガ實際旨ク行ツテ居ナイ、實例ヲ舉ゲ
マスト、大阪ノ梅田カラ天王寺間ハ省線ガ
十錢、路面電車ハ六錢、大阪市營ノ地下鐵
道ハ梅田、難波間ガ十錢、ソレカラ「バス」
マスト、私ハ大阪市ノ當局ニ、市營ノ地下
鐵ハ近ク天王寺マデ行クモノトシテ、其貨
金ハドウスルノカト云フコトヲ聞イテ見マ
ス、十錢ダト言フ、ソレデハ巨額ノ市費
ヲ投ジテ十錢ノ貨金デハ到底行ケナイデヘ
ナイカト云フト、ソレハ鐵道省ガ梅田、天
王寺間ノ省線ヲ十錢ト決定セラレタ、ソレ
デ自分ノ方ヲ十二錢ニスレバオ客ハ全部省
線ニ吸收サレル、已ムヲ得ズ經濟上ヤリニ
クイケレドモ十錢デヤル、斯様ナ説明ヲ聽
イタノデアリマス、又「バス」方ヲ聞イテ見
モ市ガ同意ヲシテ吳レナイト云フヤウナ事
マスト、「バス」ノ十五錢ハ高イ、ソンナニ
ダ研究ガ届イテ居リマシタヤウニ、マ
ノ改正ヲ要スルモノハ改正シテデモ、兎モ
角公益ノ増進ヲ圖ツテ交通事業ノ堅實ナル
其方法ニ付テモ考ヘルノデアリマスカラ、
只今御質問ニナリマシタヤウナ方法ダケニ
ヒマス、兎ニ角色々ナ方法手段ニ依ツテ誠

シテシマシテ、他ノ賃金ヲ決メルト云フコトニ
ナルト思フ、併ナガラ今後鐵道省ハ他ヲ押
付ケルト云フヤウナ考デ賃金ヲ考ヘズ、寧
ロ公共團體經營ノ有ユル交通機關ノ賃金ヲ
斟酌シテ、自分ノ方ヲ決メルト云フ風ニ御
考慮ニナリマセヌカ、其點ヲ承リタイ
○田尻政府委員 鐵道省ガ調整區域ニ於テ
調整ノ必要ヲ認メテ之ニ參加スル以上ハ、
大臣カラモ度々申上ゲマシタヤウニ、誠心
誠意本當ニ調整ノ實效ヲ舉ゲ得ルヤウナ態
度ヲ以テ參加スルノデアリマシテ、其方法
ハ必シモ運賃協定ダケニ限定サルベキモノ
デハナク、昨日モ申上ゲマシタヤウニ、一々
ノ場合ニ付テ斯ウ云フ場合ニハ斯ウ云フ
法律ヲ改正シテヤルト云フコトマデハ、マ
ダ研究ガ届イテ居リマシタヤウニ、マ
ノ改正ヲ要スルモノハ改正シテデモ、兎モ
角公益ノ増進ヲ圖ツテ交通事業ノ堅實ナル
其方法ニ付テモ考ヘルノデアリマスカラ、
只今御質問ニナリマシタヤウナ方法ダケニ
ヒマス、兎ニ角色々ナ方法手段ニ依ツテ誠

ヲ得タイト思ヒマス

○田中委員 政務次官ハ中々巧ク言ッテ居

ラレマスガ、中々サウハ行カナイ、東京ノ事例ヲ見テモ上野、新橋ノ間ニ於テ省線ガ金ガ減少スルト云フ事實ナンデス、是等ノ賃

金ノ不足ハ地方ニ於テ聞イテ見マシテモ、皆鐵道省ガ禍ヲシテ居ル、サウシテ下ゲルベキモノヲ下ゲヨウトシテモ鐵道省ガ許サ

ナイ、上ゲヨウト思ッテモ上ゲサセナイコトガアル、ソレデ非常ニ困ッテ居ル所ガアルノデアリマスカラ、特段ノ御考慮ヲ煩ハス次第デアリマス

私ハ次ノ質問ニ移リマスガ、第二條ニ依リマシテ勸告ニ應ゼザル場合ニ於キマシテハ、恐らくハ主務大臣ハ讓渡ノ命令ヲ執ルコトト思ハレマス、勸告ノ最後的強制手段ハ讓渡命令ガ出ルコトト思ヒマスガ、ソレハ兎ニ角ト致シマシテ、私ハ讓渡ヲ命ぜラレマシタ場合ニ於キマシテハ、其事業ニ附隨シテ既ニ締結ヲセラレテ居ル公私法上ノ契約關係ハ、一體ドチラノ方ニ移ルノデア

ルカドウカト云フコトヲ御伺シタイ、讓渡ヲ命ゼラレル會社ハ其事業ヲ經營スル爲ニ公法上ノ義務モ負擔シテ居ルシ、私法上ノ義務モ負擔シテ居ル、或ハ此間深澤君ノ御

話ニナリマシタヤウニ、會社買收ノ契約モ

アルシ、或ハ公共團體トノ報償契約ト云フ

ヤウナモノモゴザイマスガ、事業ノ讓渡ヲ命ゼラレマシテモ、ヤハリソレ等ノ權利金ガ減少スルト此法文デハ見ル外ナインデア

リマスガ、ソレデ宜イノデアリマセウカ

○鈴木政府委員 讓渡ノ命令ヲ受ケマシタ

モノハ、命令ニ依ツテ協定ヲ致スノデアリ

マシテ、其協定ノ結果所謂讓渡契約ガ結バ

レルノデアリマス、ソレデアリマスカラ大

體其私的關係ニ於キマス色々ノモノハ、其協定ヲ致シマス際ニ話ガ運ビマシテ、其讓

渡契約ノ時ニ話ガチヤント落付クコトグラ

ウト思ヒマス、ソレデアリマスカラ要スル

ニ兩當事者間ニ於ケル協定ノ内容ニ依ツテ、

決マルモノダト思フノデアリマス

○田中委員 事業ノ讓渡ヲ命ゼラレタ、ソ

レノ爲ニ協定ヲスルノデアリマスガ、事業

讓渡以外ニ互ツテ協定ヲシ、其協定ニ對シテ

モ主務大臣ガ裁定セラレルト云フコトニナ

ルノデアリマスカ

定スル期間内ニ協議ヲセヨ、斯ウナツテ居

ル、其協議ハ命令セラレタ事業以外ノコト

ニ付テモ協議ヲスルノデゴザイマスカ

義務ノ法律關係ハ、前ニ事業ヲ經營シテ居ル所ニ残ルト此法文デハ見ル外ナインデア

○鈴木政府委員 事業以外ノコトニ於テモ

實際上ハ協議致スカモ知レマセヌガ、茲ニ

於キマス所ノ法律ノ對象トナル協議ノ内容

ハ命令ヲ受ケタ内容ダケデアリマス

○田中委員 ソレナラバ公私法上ノ契約ハ

モノハ、命令ニ依ツテ協定ヲ致スノデアリ

マシテ、其協定ノ結果所謂讓渡契約ガ結バ

レルノデアリマス、ソレデアリマスカラ大

體其私的關係ニ於キマス色々ノモノハ、其協定ヲ致シマス際ニ話ガ運ビマシテ、其讓

渡契約ノ時ニ話ガチヤント落付クコトグラ

ウト思ヒマス、ソレデアリマスカラ要スル

ニ兩當事者間ニ於ケル協定ノ内容ニ依ツテ、

決マルモノダト思フノデアリマス

○田中委員 事業ノ讓渡ヲ命ゼラレタ、ソ

レノ爲ニ協定ヲスルノデアリマスガ、事業

讓渡以外ニ互ツテ協定ヲシ、其協定ニ對シテ

モ主務大臣ガ裁定セラレルト云フコトニナ

ルノデアリマスカ

結シ、或ハ會社ガ色々ノ契約ヲシテ置イ

テ、其事業ガ一部讓渡ヲ命ゼラレタ、事業

ノ讓渡ニ依ツテ當然ソレ等ノ法律關係ハ移

ルスルモノト法律ニ書カナケレバ是ハ私ハ

出來ナモノダト思ヒマス、ソレデスカラ

電力法案デシタカ、同ジヤウナコトヲ特ニ

明記シタヤウナ次第デスガ、ドウデセウカ

リマスガ、ソレデ宜イノデアリマセウカ

○鈴木政府委員 譲渡ノ命令ヲ受ケマシタ

モノハ、命令ニ依ツテ協定ヲ致スノデアリ

マシテ、其協定ノ結果所謂讓渡契約ガ結バ

レルノデアリマス、ソレデアリマスカラ大

體其私的關係ニ於キマス色々ノモノハ、其協定ヲ致シマス際ニ話ガ運ビマシテ、其讓

渡契約ノ時ニ話ガチヤント落付クコトグラ

ウト思ヒマス、ソレデアリマスカラ要スル

ニ兩當事者間ニ於ケル協定ノ内容ニ依ツテ、

決マルモノダト思フノデアリマス

○田中委員 事業ノ讓渡ヲ命ゼラレタ、ソ

レノ爲ニ協定ヲスルノデアリマスガ、事業

讓渡以外ニ互ツテ協定ヲシ、其協定ニ對シテ

モ主務大臣ガ裁定セラレルト云フコトニナ

ルノデアリマスカ

度……

○田中委員 事業ノ讓渡ヲ命ゼラレタ場合

トハ一概ニ申サレナイト思ヒマス

○田中委員 ソレデハ協定ハ第三者ニ對シ

イマスルガ、第五號カラ第七號ニ規定シテ

居ル作用、此統制ヲヤリマスル場合ニ於テ

ハ、ドウ致シマシテモ、相對立シテ居リマ

スル所ノ交通路線、或ハ電車路線、或ハ「バス」路線ト云フモノハ整理シナケレバナラヌ、整理スル場合ニ於キマシテハ、延長スル場合モアリマセウシ、事業ヲ廢止スルヤウナ場合モアリマス、不合理ナル交通機關ヲ合理化サナケレバナラヌト思ヒマスガ、此處ニ書イテ居リマス中ニハ事業廢止ノ問題ニ少シモ觸レテ居ナイト思ヒマスガ、是ハ何處カデ處理スルコトニナッテ居ルノデゴザイマセウカ、其點御伺致シタイト思ヒマス

○鈴木政府委員 此中ニ事業ノ廢止ガ入ッテ居リマセヌノデスガ、ソレハ吾々ハ、共同經營ダノ、或ハ管理ダノ、或ハ運輸協定ダノ、サウ云フモノガ結バレタ結果、自然的ニ事業廢止ハアリ得ルコトダト思ヒマス、併ナガラ事業廢止其モノヲ或ル事業者ニ命ズルト云フコトハ協定上スル必要ハナイト思ヒマシタカラシナイノデゴザイマス、所謂一緒ニ經營シマシテ、其後兩者ノ間デ、甲社ハ甲線ヲ止メテ乙會社ニ其甲線ヲ經營止サレルコトハアリ得ルト思ヒマスガ、單獨ニ或ル路線ノ營業ヲ廢止サセル必要ハナイト思ヒマシテ、此際拔カシタノデアリマス

○田中委員 ソレデハ第三條ニ付テ御伺致法其他ノ規定ト同ジヤウニ、セメテ裁定ノ金額ニ付キマシテデモ何等カノ標準ヲ公定セラレル必要ハナイノデアルカ、斯様ニ私ハ思フノデゴザイマス、ソレハ此間ノ電力國家管理ノ場合ニ於キマシテモ、ヤハリ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルト云フコトニ規定サレテ居リマシタガ、ソレデハ穩當デハナイ、苟モ強制買收ヲスル場合、兎ニ角自由意思ニ反シテ讓渡シナケレバナラヌト云フヤウナ場合ニ於ケル損失補償ハ、是ハ完全ニシテヤラナケレバナラヌ、ソレガ爲ニハドウ致シマシテモ補償ノ標準ヲ法律上明記スル必要ガアルト云フノデ、電力ノ方モ改正致シマシタガ、是ハ公用徵收ノ理論カラ見マズルト云フコトハ協定上スル必要ハナイト思ヒマシタカラシナイノデゴザイマス、所謂一緒ニ經營シマシテ、其後兩者ノ間デ、甲社ハ甲線ヲ止メテ乙會社ニ其甲線ヲ經營止サレルコトハアリ得ルト思ヒマスガ、單獨ニ或ル路線ノ營業ヲ廢止サセル必要ハナイト思ヒマシテ、此際拔カシタノデアリマス

○鈴木政府委員 裁定致シマス場合ニ於テ、殊ニ價格ノ裁定ヲ致シマスル所ノ基準ト云ヒマスカ、準據ヲ定メロト云フヤウナ御話デアリマシタガ、殊ニ自動車運輸事業ニ於キマシテハ、都市ニ依リ、地方ニ依リテ居リマス、本法ハ、出來ルダケ兩者ノ間ニ協定ヲサセテ、其價格モ成ベク近付ケテ、非常ニ賣買價格ノ算定方法ガ違ツテ居ルノデアリマス、本法ハ、出來ルダケ兩者ノ間ニ協定ヲサセテ、其價格モ成ベク近付ケテ、サウシテ其近付ケタ範圍ニ於テ裁定ヲスルノガ妥當ダラウト吾々ハ考ヘマシタノデ、サウシテ其近付ケタ範圍ニ於テ裁定ヲスルノガ妥當ダラウト吾々ハ考ヘマシタノデ、其基準ヲ設ケナイ方ガ却ツテ良イ效果ヲ結ブノデハナイカ、殊ニ調整ハ、所謂東京市ドウシテモ之ヲ規定スルノガ適當ダト思ハレル、今局長ノ御説明ニ依リマスルト、色々事業ガアルカラト仰シヤイマスガ、是ハソレカラ序デゴザイマスカラ、イマー

審査會ノ意見ヲ徵シテ之ヲ決定スルコトニシテモ私ハ當然デアラウト思フ、之ヲ規定シマシタガ、是ハ公用徵收ノ理論カラ見マス、御伺ヲ致スノデゴザイマスガ、此處ニハセラレナイト云フ理由ヲ承リタイ

ソレカラ序デゴザイマスルカラ、イマ一ノ基準ヲ決メルノデアリマス、平均ノ基準ニナツテシマフ、サウ云フコトヲルカラ、一般的基準ヲ決メレバ、日本中ノ中ニ於ケル所ノ價格ヲ決メルノデアリマスガ、電氣事業ナラバ送電線ナドハ各地ニシナイ方ガ却ツテ妥當公正ナル價格ガ決定アル、是ハ乗合自動車ト同ジコトナンデス、少シモ變ラナイ、ソレデモヤハリ買收標準ナルモノハ規定シテ居ル、斯ク致シマスル

ト、ドウモ審査委員會ガ自分ノ所デ自由ニ
適當デハナイカト思ヒマスガ、ヤハリ今申
サレル意見デ何處マデモ行カレル積リデア
リマスカ、確實ナ所ヲ一ツ伺ヒタイ

○田尻政府委員　此協定命令ヲ受ケタ場合
ニハ、例ヘバ事業ノ譲渡シノヤウナ場合ニ、
其譲渡シ、譲受ケノ價格ニ付テ基準ヲ設ケ
テ置ク方ガ適當デハナイカト云フ御意見デ、
御尤トモ思ヒマスガ、政府トシテ考ヘテ居
リマスコトハ、先程監督局長ガ申上げタ通
リデアリマス、是ハ私一個ノ所見カモ知レ
マセヌケレドモ、私ハ大體官廳ガ買收スル
場合デモ、本當ニ神様ノヤウナ人間同士ノ
ヤルコトデアレバ、一定ノ基準ヲ設ケナク
シテ、實情ニ即シタヤウナ買收價格ニ付テ
協議ラスル方ガ宜イト思ヒマスガ、官廳ノ
コトニ付テハ、兎角疑惑ヲ嫌ヒマス立前力
ラ、殊ニ地方鐵道ノ如キニ付テハ、業態モ
既ニ一定シテ居リマスルシ、内部ノ會計方
法等モ略、同一ニナツテ居リマスカラ、ア、云
フヤリ方デヤル方ガ世間ノ疑惑ヲ招カズ、
又色々ノ弊害ヲ生ズル虞モナイノデアリマ
セウケレドモ、本法案ノ如キハ事業者自體
ニ、無論交通事業ノ調整ト云フコトニ付テ
ハ官廳ガ命令ヲ下シマスガ、其範圍内ニ於

テハ成ベク自由ニ協議ヲサセル餘地ヲ有ヘ
付テモ、軌道ニ付テモ、鐵道省デヤッテ居ル
ヤウナモノハ其都度考ヘラレルコトデア
フヤウナモノハ其都度考ヘラレルコトデア
リマシテ、色々ナ事情ヲ織込ンデ協議ヲサ
セル、サウシテ協議ガ纏ラザル場合ニハ裁
定ヲスル、更ニ其裁定ニ服シナケレバ出訴
モサセルト云フヤウナ途ヲ開イテ置ク方ガ
良クハナイカ、裁定價格デモト云フヤウナ
コトヲ仰シヤツタ方モアリマシタケレドモ、
左様ナコトニナリマスト、慙ツカ又ソレニ膠
著シテシマッテ、非常ニ不満ヲ醸ス虞モアリ
マスノデ、ヤハリ田中君ノ御意見モツノ
立派ナ御意見ト思ヒマスケレドモ、政府ト
致シマシテハ、私ノ只今申上ゲマシタヤ
ウニ、一層適切ナ價格ニ落著カセルト云フ趣
旨デ、基準ヲ設ケナイ方ガ宜イト考ヘテ居
ル次第アリマス

ノハ却テ悪イト云フコトニナル、アナタノマスカラ、私ハ自由協議ハ今御述ニナリマシタ通リデ贊成デハアルケレドモ、主務大臣ガ決定スル時ニハ、是ハ單獨ニ決定スルノダカラ一層基準ニナラウト思フノデスガ、是ハ意見ノ相違ニナリマスカラ、止メテ置キマス、私ノ質問致シマスル點ハ、其位ナコトデ止メテ置カウト思ヒマスガ、最後ニ都市計畫法ト此陸上交通事業調整法案ノ關係ニ付テ、一ツ御伺致シタイト思ヒマス、本案ハ成程地域ガ限定シテアリマセヌケレドモ、大體ノ見透シト致シマシテハ、都市計畫法ノ施行セラレテ居ル所ノ地方ニ行ハレルモノト解釋スルノガ、常識的デアラウト私共ハ思ヒマスガ、都市計畫法ニ於キマシテハ、都市ニ於ケル所ノ交通ニ關シテ、永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ、又ハ福利ヲ増進スル爲メノ重要施設ノ計畫ヲスルノガ義務デアルト云フコトヲ第一條ニ規定シテ居リマス、隨ヒマシテ私ハ此都市計畫法ノ第一條ノ規定カラ見テミマシテモ、事業ノ調整ト云フモノハ何モ新シク此法律ノ拘ヘナクテモ、都市計畫法ノ規定ニ依リマシテ、交通事業ヲ調整スルコトガ出來ルモノト解釋シマスルガ、此法律ガ出來ルコト

ニ依リマシテ、本來都市計畫法ニ依ツテ出來
タ所ノ交通事業ノ調整ト云フモノハ都市計
畫法カラ除外セラレテ、此事業ニ付テハ都
市計畫法ハ適用セラレルモノデハナイ、斯
ウ云フ風ニ解釋シテ宜イモノデゴザイマセ
ウカ、其邊ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○松村政府委員 御答ヲ申上ゲマス、都市
計畫法ニ於キマシテハ、今御述ニナリマシ
タヤウナ衛生、交通、保安、産業ト云フヤウ
ナ方面カラ 都市ノ根本的ナ計畫ヲ立て、
之ヲ遂行スルコトヲ規定致シテ居リマ
ス、サウ云フ立前カラ致シマシテ、都
市ノ交通問題ニ付キマシテモ將來ドウ云
フ風ニ道路ヲ付ケルトカ、或ハ將來交通
機關ヲドウ云フ風ニ其都市ノ中ニ敷設ス
ルカト云フヤウナコトニ付キマシテ、之
ヲ決定スルコトガ都市計畫デアリ、而モ
道路ノ如キハ、現ニ其事業トシテ之ヲ實施
シ、又場合ニ依ツテハ鐵道ノ敷設其モノヲ都
市計畫事業トシテ實施ヲシテ居ル例モアル
ノデアリマシテ、此交通調整法ハ、是等ノ
事業ノ實施ニ當リマシテ、實際ノ運營ニ付
キマシテ統制ヲ圖ラウ、サウシテ最モ能率的
ニ、最モ利便ノアルヤウニ經營ヲシテ行カウ
ト云フコトデアリマシテ、必シモ都市計畫
法ガ此事業運營ニ付テノ調整法案ニ依ツテ、

都市計畫法ニ依ル各種ノ仕事ヲ縮小セラレルヤウナコトハナイト考ヘテ居リマシテ、兩々相俟チマシテ進ミ得ルノデハナイカト考ヘテ居リマス

○田中委員 此本法施行區域内ノ現在ノ交通機關ハ勿論ノコト、將來又調整ノ目的ノ爲ニ、鐵道トカ軌道トカラ免許若クハ特許セラレル場合ガアリマス、其場合ニ於キマシテハ、此第五條ニ依リマシテ、本法ニ於テハ交通事業調整委員會ノ議ヲ經テソレヲ決定スルモノデアル、都市計畫トシテハ何モ決定スル必要ガナイコトニナルノデハナイデセウカ、ヤハリ此場合ト雖モ、本法ノ第五條ニ依ッテ決定セラル、場合ニ於テモ、更ニソレヲ都市計畫トシテ御決定ニナル必要ハナイモノト私ハ窺ヘル、ソレデ都市計畫ノ遂行上何等差支ナイト御認メニナルノデアリマセウカ、其點ヲ御伺シタイト思ヒマス

○松村政府委員 都市計畫ニ於キマシテ現ニ決定致シテ居リマスルノハ、此東京市ニ於キマシテハ、東京市内ノ地下鐵網ヲ經營致シテ居リマス、大阪ニ於キマシテモ大阪ノ地下鐵網ヲ決定致シテ居リマシテ、大阪市ニ於キマシテハ其決定ニ基キマシテ、都

市計畫ニ取ツテ不都合ナ結果ヲ生ズルノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ質問ヲシタノデアリマスルガ、併シ協調ガ出來マスレバソレナイデ本法ニ據ル運營、竝ニ本法運營ノ結果トシテ生レテ來ル第五條ニ依ッテ、此規定ニサウ云フ網ニ基イタ特許若クハ免許ヲスル場合ニ、交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シテ決定セラレルコトニナルト思ヒマスルガ、兩々相俟チマシテ都市計畫ノ方モ内務大臣ガ是ノ實權ヲ握リ、而モ内閣ノ認可ヲ得テ居リマス此方ノ委員會ハ、内務大臣、鐵道大臣ガ此委員會ニ付議スル議案ヲ作ッテ、内閣總理大臣ノ會長ノ下ニ會ヲヤルノデアリマスカラ、此兩者互ニ連絡ヲ十分取りマシタガ、中央ニ於ケル所ノ機關デアリマシタガ、其間ニ矛盾撞著モナク、兩者都合好ク運用スルコトガ出來ルノデハナイシテ、地方ニ於ケル所ノ交通事情ヲ眼ノアタリ見ルコトニ於テハ缺ケテ居ルヤウナ嫌ヒガアルノデアリマスガ、地方事情ヲ能ク知ッテ居ル者ヲシテ、調整ノ事情ヲ判断セシムルト云フコトハ最モ必要ト思ヒマスカラ、今日御出シニナリマシタ勅令案ノ一部ヲ改正セラレテ、先以テ交通調整委員會ガ議決スル前ニ、都市計畫ノ地方委員會ノ議ニ付シテ之ヲ御審議付キマシテ精通セラレタル人モ居リマスルノデ、調整委員會ニ付議セラル、事項ノ作成ニ當リマシテハ、サウ云フ人ノ意見モ十分ニ反映セラレルコトデアラウト存ジマスカラ、只今ノ所案ヲ作リマスニ際シ、必シモ都市計畫地方委員會ニ付議スル考ハ持ッテ居ナイコトヲ御答申上げテ置キマス

○田中委員 私ハナゼソンナニ遠慮ナサルノカ一向分ラナイ、此調整法ガ都市計畫ヲ施行シテ居ル區域ニ行ハレルト云フコトハ何人モ疑ハナイ、所ガ其都市計畫區域内ニ於テ統制ヲスル場合ニ、都市ノ綜合的建

市計畫ニ取ツテ不都合ナ結果ヲ生ズルノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ質問ヲシタノデアリマスルガ、併シ協調ガ出來マスレバソレナイデ本法ニ據ル運營、竝ニ本法運營ノ結果トシテ生レテ來ル第五條ニ依ッテ、此規定ニサウ云フ網ニ基イタ特許若クハ免許ヲスル場合ニ、交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シテ決定セラレルコトニナルト思ヒマスルガ、兩々相俟チマシテ都市計畫ノ方モ内務大臣ガ是ノ實權ヲ握リ、而モ内閣ノ認可ヲ得テ居リマス此方ノ委員會ハ、内務大臣、鐵道大臣ガ此委員會ニ付議スル議案ヲ作ッテ、内閣總理大臣ノ會長ノ下ニ會ヲヤルノデアリマスカラ、此兩者互ニ連絡ヲ十分取りマシタガ、中央ニ於ケル所ノ機關デアリマシタガ、其間ニ矛盾撞著モナク、兩者都合好ク運用スルコトガ出來ルノデハナイシテ、地方ニ於ケル所ノ交通事情ヲ眼ノアタリ見ルコトニ於テハ缺ケテ居ルヤウナ嫌ヒガアルノデアリマスガ、地方事情ヲ能ク知ッテ居ル者ヲシテ、調整ノ事情ヲ判断セシムルト云フコトハ最モ必要ト思ヒマスカラ、今日御出シニナリマシタ勅令案ノ一部ヲ改正セラレテ、先以テ交通調整委員會ガ議決スル前ニ、都市計畫ノ地方委員會ノ議ニ付シテ之ヲ御審議付キマシテ精通セラレタル人モ居リマスルノデ、調整委員會ニ付議セラル、事項ノ作成ニ當リマシテハ、サウ云フ人ノ意見モ十分ニ反映セラレルコトデアラウト存ジマスカラ、只今ノ所案ヲ作リマスニ際シ、必シモ都市計畫地方委員會ニ付議スル考ハ持ッテ居ナイコトヲ御答申上げテ置キマス

○田中委員 私ハナゼソンナニ遠慮ナサルノカ一向分ラナイ、此調整法ガ都市計畫ヲ施行シテ居ル區域ニ行ハレルト云フコトハ何人モ疑ハナイ、所ガ其都市計畫區域内ニ於テ統制ヲスル場合ニ、都市ノ綜合的建

市計畫ニ取ツテ不都合ナ結果ヲ生ズルノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ質問ヲシタノデアリマスルガ、併シ協調ガ出來マスレバソレナイデ本法ニ據ル運營、竝ニ本法運營ノ結果トシテ生レテ來ル第五條ニ依ッテ、此規定ニサウ云フ網ニ基イタ特許若クハ免許ヲスル場合ニ、交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シテ決定セラレルコトニナルト思ヒマスルガ、兩々相俟チマシテ都市計畫ノ方モ内務大臣ガ是ノ實權ヲ握リ、而モ内閣ノ認可ヲ得テ居リマス此方ノ委員會ハ、内務大臣、鐵道大臣ガ此委員會ニ付議スル議案ヲ作ッテ、内閣總理大臣ノ會長ノ下ニ會ヲヤルノデアリマスカラ、此兩者互ニ連絡ヲ十分取りマシタガ、中央ニ於ケル所ノ機關デアリマシタガ、其間ニ矛盾撞著モナク、兩者都合好ク運用スルコトガ出來ルノデハナイシテ、地方ニ於ケル所ノ交通事情ヲ眼ノアタリ見ルコトニ於テハ缺ケテ居ルヤウナ嫌ヒガアルノデアリマスガ、地方事情ヲ能ク知ッテ居ル者ヲシテ、調整ノ事情ヲ判断セシムルト云フコトハ最モ必要ト思ヒマスカラ、今日御出シニナリマシタ勅令案ノ一部ヲ改正セラレテ、先以テ交通調整委員會ガ議決スル前ニ、都市計畫ノ地方委員會ノ議ニ付シテ之ヲ御審議付キマシテ精通セラレタル人モ居リマスルノデ、調整委員會ニ付議セラル、事項ノ作成ニ當リマシテハ、サウ云フ人ノ意見モ十分ニ反映セラレルコトデアラウト存ジマスカラ、只今ノ所案ヲ作リマスニ際シ、必シモ都市計畫地方委員會ニ付議スル考ハ持ッテ居ナイコトヲ御答申上げテ置キマス

○田中委員 私ハナゼソンナニ遠慮ナサルノカ一向分ラナイ、此調整法ガ都市計畫ヲ施行シテ居ル區域ニ行ハレルト云フコトハ何人モ疑ハナイ、所ガ其都市計畫區域内ニ於テ統制ヲスル場合ニ、都市ノ綜合的建

設ヲヤッテ行カウト云フヤウナ 都市計畫委員會ガ何等關與シナイト云フヤウナコトニナリマシタナラバ、是ハ却テ都市ノ爲ニ迷惑ナル結果ヲ生ズルカモ分ラナイ、折角都市計畫法ニ依ツテ設ケラレマシタ所ノ委員會デゴザイマスカラ、ソレニ付議シテ、ソレカラ中央ニ於ケル所ノ調整委員會ガ審議スルト云フノガ最モ合理的ナヤリ方デアラウト思ヒマスルガ、鐵道政務次官ハ之付テドウ云フヤウニ御考ニナルノデセウカ、御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○田尻政府委員 都市計畫局長カラ答辯サレタ通リニ心得テ居リマス

○田中委員 政務次官ハ聽イテ居ラレナカツタラシイガ……(笑聲)私ノ言フノハ都市

計畫法ヲ適用スル區域内ニ此調整法ガ適用セラレルモノト思ハレル場合ニ、昨日上田君アタリカラ市長ヤ道路管理者等ノ意見ヲ

聽イテヤッテ吳レト云フヤウナコトヲ申サマス

○田中委員 ドウモ見當外レノ御意見デゴ

市計畫法ニハ御承知ノ通リ地方ノ委員會ガアリマスカラ、其地方ノ委員會ノ意見ヲ聽

イテ、中央ノ調整委員會ガ統制案ヲ立テラレルコトガ實際上必要デアラウ、又都市ノ

綜合的建設ヲ目的トシテ居ル都市計畫ノ見地カラ致シマシテモ、一番宜イノデハナイ

カト感ズルノデアリマス、今ノ内務省ノ政

府委員ノ答辯ハ此位ノ所デト云フヤウナ御

話デスガ、ナゼ都市計畫委員會ガサウ御遠慮ナサルノデアルカ、私ハ其事ニ付テアナ

タノ御意見ヲ御伺シタ譯デアリマス

○星島委員長 御異議ナント認メマス、ソ

馬セヌノデ、私ガ御答スルヨリモ、監督局

長ノ方カラ答辯スルコトニ致シマス

○鈴木政府委員 此調整委員會ニ於キマシ

テ決定シマスル際ニ於テモ、内務省ノ方ト

鐵道省ノ方トハ隨分緊密ナル連絡ヲ取ッテ

居リマスシ、又内務省ノ方ハ都市計畫委員

會ノ方ト緊密ナル關係ガアリマスルノデ、

其意見ヲ十分聽イテ居ラレルコトト思ヒマスカラ、鐵道省トシテハ内務省ノ方ノ都市

計畫委員ノ方ハ然ルベクオヤリ下サルコト

ダラウト思ッテ御委セシテ居ル 次第デアリ

マス

○内藤委員 私ハ豫メ速記録ヲ讀ンデ居リ

マセヌ、隨テ重複スルコトガアルト思ヒマスカラ、今日ハ差控ヘタイト思ヒマスガ、

唯一點ダケ此際御伺致シマス

○星島委員長 諒承致シマシタ

上田孝吉君ト同ジコトデ、其點ハ繰返サナ

イヤウニ致シマス、今商法改正案ノ審議中

デアリマスガ、發起人ダケガ現物出資ガ出

來ル譯デ、ソコデ發起人デナイ場合ニハ現

物出資ハ出來ナイ、本委員會デ本法案ニ於

テ現物出資ハ無論出來ルモノダト云フ御答

ガアッタヤニ聞イテ居リマスガ、發起人タ

ニ依ツテソレバ、監督官廳ノ手續モアリマ

ラズトモ出來ルト云フノカ、ソコハドウ

ナツテ居リマスカ、商法ト矛盾スルトイケマ

セヌカラ、此點ヲ一ツ聞イテ置キタイト思

ヒマス

○松村政府委員 商法ノ通りニ考ヘテ居リ

マス

○星島委員長 一寸御諮リ致シマスガ、理

事本田委員ガ委員ヲ辭任サレマシタノデ、

理事ノ補闕選舉ヲ行ハネバナリマセヌ、先

セウガ、營業自體ハ商法ノ支配ヲ受ケル、
斯ウ云フコトニ伺ッテ宜シイデセウカ

ニナルノデハナイカト私ハ思フノデスが
ネ、今日ハ答辯ヲ求メル譯デハナイ、明日

定ヲ置イタ譯ニアリマス、ソレ以外ニ、商
法ノ規定ニ依ル重役ノ選任ハ差支ナイ、斯

法ヲ定メマシテ、本人ノ収入ニシナイヤ立
ナ方法ニ致シタイト考ヘテ居リマス

○松村政府委員 其通りアリマス
○内藤委員 サウ致シマスト、先ヅヤハリ
商法ガ基本ニナル譯デス、ソレデ私ガ伺フ
ノハ、アナタノ方ノ此法案ノ、會社ノ合併又

私ハ主トシテ合併、新設ノ場合ニ於テ、現物出資ガ將來何カ支障スルヤウナ豫感ヲ懷キマスノデ、勿論外ニ質問シタイ點モ澤山

○内藤委員 モウ一つ細かい事デアリマス
ガ、サウスルト此規定ニ依レバ官吏若クハ
公吏タル者ハ重役ニナレルト云フ コトデア

シテ、後デ速記録ヲ見マシテ質問スルコトニ致シマス、清算ノ所デスガ、清算人ニ對スル資格ニ付テ昨日御答辯ガアツタナラバ

ハ設立ト云フニ二條ノ場合ニ入ルノデスガ、
之ニ關聯シテ御尋致シマス、先程ノ御答辯
ニ依ルト、増資ノ場合ヲ考ヘレバ、初メニ
ハ現物出資ガナクトモ、増資ノ場合ニハ現

アリマスガ、速記録ヲ見テ居リマセヌカラ、重複ヲ避ケル意味ニ於テ今日ハ止メテ置キマス、是ハ特ニ御研究ヲ願ツテ置キタイト

リマスカラ、此會社カラ俸給ヲ受ケルコトニナリマスガ、是ハ恰モ代議士ガ參與官若クハ政務次官ニナシテ、俸給ヲ受ケラレルト同ジヤウニ心得テ宜シウゴザイマスカ

結構デス、若シ御答辯ニナツテナケレバ、公共團體ノ吏員ガ公共團體ヲ代表シテ清算算重役ニナル場合ガアルノデスカラ、會社解散ノ場合ニ於テ清算人ニナルコトヲ特ニ認メ

合併ノ場合ハドウデセウカ、二ツノ會社若クハ公共團體ガ解散致シマシテ、新シイモノガ設立セラレタ場合ハマダ宜イトシテ、サウデナク、假ニ例ヘバ「民間會社ニ對シテト言ヒマスカ、何ト言ヒマスカ——合併ト新設ト違ヒマスネ

ニ資格ヲ御制限ニナツタ趣旨ヲ承リマス
○松村政府委員 其法文ニアリマスヤウニ
例へバ市長ガ其會社ニ特別ナル利害關係ヲ
持ッタ場合ニ、市長ガ指名ヲ致シマシテ、事
員ヲ重役ニナシ得ルト云フコトヲ規定シタ
ノデアリマシテ、ソレ以外ノ商法ノ規定ノ

レニ付キマシテハ、直チニソレヲ本人ノ政
入ニシナイヤウニシテ弊害ヲ除却シテ適當
ニ處置シタイト考ヘテ居リマス、直チニ本
人ノ收入トスルコトノナイヤウニ致シタイ
吏員デアリマスルカラ、公共團體カラ俸給
ヲ受ケテ居リマスノデ、會社カラ更ニ其外

○内閣委員 斯カラ云フコトハ事實か起ツタ
時ニ適當ナ處置ヲスルト言ハレマスガ、泥
棒ヲ見テ繩ヲ綱フコトハ出來マセヌカラ、
ヤハリ法文化スルカ、何カ確固タル方針ヲ
特ニ御示アランコトヲ望ンデ置キマス、時
間ヲ節約スル意味ト、私ハ今日初メテ委員

○星島委員長　内藤君、私語ヲ御慎ミ下サ
　　内藤委員　ハイ、ソコデ現物出資ガ問題

適用ハ妨ゲナイト考ヘテ居リマスカラ、其法文ニアリマスヤウナ方法ニ依ツテ、サウ云フ場合ニ重役ニスルコトヲ得、斯ウ云フ相

ニ報酬ヲ受ケルノヲ直チニ其人ノ收入トス
ルコトハ弊害ガアルト思ハレマスルカラ、
其事ニ付テハ考慮ヲ致シマシテ、特別ノ古

ニナツタ譯デアリマスカラ、餘り重ナシタ
トヲ質問シテモ恐レ入リマスルカラ、速記
錄ヲ見マシテ後日質問スルコトヲ留保致シ

マシテ、私ハ今日ハ止メテ置キマス

○堀内委員 此第二條ノ第四號ニ「事業ノ管

理ノ委託又ハ受託」トアリマスガ、私共從來

管理ト云フコトハ、今マデ鐵道アタリデオ

ヤリニナッテ居ル強制管理ト云フヤウナコ

トモアルヤウデアリマスガ、其程度ノモノ

カト考ヘテ居タノデアリマス、所ガ先般電

力管理法ガ出マシテ、管理ノ解釋ガ中々難

カシカッタノデアリマス、遞信當局ノ説明ス

ル所ニ依リマスト、管理ト云フコトハ中々

意味ガ廣範圍ニ亘ツテ、殆ド國營同様ノ御

説明モアッタノデアリマスガ、此處ニアリマ

ス管理ト云フコトハドウ云フヤウナ意味ヲ

持ツテ居リマスカ、假ニ具體的ニ申シマシタ

ラドウ云フコトヲスルカ、一方ニ第三號ニ

「事業ノ共同經營」ト云フコトガアリマス

ガ、經營ト管理ハドウ云フ所ガ相違ヲシマ

スカ、其點ヲ一ツ御伺シタイト思ヒマス

○鈴木政府委員 管理ハ普通營業ノ管理ガ

アリマシタリ運轉ダケノ管理ガアリマシタ

リシマスガ、所謂委託者ト受託者トノ契約

ノ内容ニ依ツテ管理ノ内容ハ決マルノデア

リマスガ、營業ノ管理デアレバ其營業ニ關

スル所ノ指揮命令權ヲ振フモノ、管理ノ委託

ト云フコトハドウ云フコトカト言フト、受

託者ガ所謂委託者ノ名前ト計算ノ下ニ於テ

其事業ヲ行フコトヲ吾々ハ管理ノ委託ト申

シテ居ルノデアリマス

○堀内委員 受託者ト委託者ノ間ニ於テドッ

チカ一方ノ人ガ管理ヲスルノダト云フヤウ

モアラウト思ヒマスガ、假ニ第三者ノ人ヲ頼ン

デ來テ、ソレニ管理ヲ委託スルヤウナ場合

モアラウト思ヒマスガ、サウ云フコトハ此

中ニ入ツテ居リマセヌデセウカ

○鈴木政府委員 第三者ト申シマスト、此

命令ヲ受ケル對象者ハ即チ交通事業經營者

デゴザイマシテ、サウシデ管理ノ委託ヲサ

レル人ト委託ヲ受ケル人ヲコチラデ交通事

業經營者カラ指名シテヤル積リデアリマス

カラ、本法デハ所謂第三者ト云フ觀念ハナ

イモノト思フノデアリマス

○堀内委員 モウ一點伺ヒマスガ、第十二

條ノ處分ノコトデス、之ヲ見マスト、本法

ニ基イテ發スルヤウナ命令又ハ處分ニ違反

シタル者ハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコト

ヲ得ト云フノデアリマスガ、此中ノ第一號

ニ「取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト」是

ハ株式會社ニ取リマシテハ中々重大ナ懲罰

デアル、從來株式會社ノ事情ヲ見マスト、

大概其重役ガ會社ヲ設立スル前カト發起人

總代トナリ、其人達ガ取締トナッテ居ル場

ノ解任ヲサレルト云フコトハ、是ハ其人ノ迷惑上カラ言ヒマシテモ、又實際ノ物質的

シタリムノアリマスガ、假ニ第三者ノ人ヲ頼ン

モアラウト思ヒマスガ、二號、三號、

四號モ之ニ次イデ皆重要ナコトノヤウデア

リマス、デアリマスルカラ是ハ主務大臣ガ

マスガ、此陸上交通事業ヲ經營スルト云フ

コトハ渾ニ機宜ニ適シタ御處置デゴザイマ

シテ、私共之ニハ無論御贊成ヲ致シテ居ル

ト云フコトヨリモ、交通事業調整委員會

命令ヲ受ケル對象者ハ即チ交通事業經營者

デゴザイマシテ、サウシデ管理ノ委託ヲサ

レル人ト委託ヲ受ケル人ヲコチラデ交通事

業經營者カラ指名シテヤル積リデアリマス

カラ、本法デハ所謂第三者ト云フ觀念ハナ

イモノト思フノデアリマス

○堀内委員 モウ一點伺ヒマスガ、第十二

條ノ處分ノコトデス、之ヲ見マスト、本法

ニ基イテ發スルヤウナ命令又ハ處分ニ違反

シタル者ハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコト

ヲ得ト云フノデアリマスガ、此中ノ第一號

ニ「取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト」是

ハ株式會社ニ取リマシテハ中々重大ナ懲罰

デアル、從來株式會社ノ事情ヲ見マスト、

大概其重役ガ會社ヲ設立スル前カト發起人

總代トナリ、其人達ガ取締トナッテ居ル場

キマシテハ、主務大臣ハ十分ニ其事情ヲ調査研究致シマシテ慎重ノ態度ヲ以テ臨ミマ

スカラ御心配ニナルヤウナ弊害ハ生ジマイ

ト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○堀内委員 モウ一點質問致シタイト思ヒ

マス、是ハ少シ漢トシタ御尋ノヤウニ思ヒ

マスガ、此陸上交通事業ヲ經營スルト云フ

コトハ渾ニ機宜ニ適シタ御處置デゴザイマ

シテ、私共之ニハ無論御贊成ヲ致シテ居ル

譯デゴザイマスガ、唯少々此法案ノ前途ニ

シタ場合ニ此制裁ヲ受ケルト云フノデアリ

ト云フモノガアッテ、其決定シタモノニ違反

シタ場合ニ此制裁ヲ受ケルト云フノデアリ

マスカラ、此懲罰規定モ一應ハ調整委員會

ニ掛ケテ、其同意ヲ得テヤルト云フヤウニ

鄭重ニ御取扱シテ戴イタ方ガ公平ニナルノ

大로限リヤラナケレバナラスト云フ理由ガ

何カアルノデアリマセウカ

○田尻政府委員 御説ハ一應御尤ト思ヒマ

スルガ、立案ノ趣旨トシテ私共ノ考へマシ

タ所デハ、從來ノ實例ニ徴シマシテモ、又

制裁トハ申シマシテモ、調整ノ實效ヲ擧ゲ

ルノガ主眼デアリマシテ、全ク此調整ニ參

加スルコトヲ拒ム者ニ對シテ、全然何等ノ

ニ安イ、比較ニナラヌ程安イト云フコトハ

一般市民、殊ニ下層ノ下層階級ノ者ニ取り

マシテハ日々自分ノ足トシテ電車ニ乗ルト

云フ者ニ取テハ賃金ノ安イト云フコトガ、

生活上ニ於テ非常ニ其人達ニハ有利ニナツチ
居ルノデアリマス、又「バス」ノ事情ヲ考ヘ
テ見マシテモ、今日市營「バス」民營「バス」
皆賃金ガ安クナツテ來ルト云フコトハ結局市
ノ交通機關ガ無統制ニアツテ、無統制ノ上ニ
競争ヲ致シテ斯ノ如キ結果ニ至ツテ居ルモノ
ト私ハ考ヘテ居ル、例ヘバ「バス」事業ニ於
キマシテモ、當初「バス」ガ東京ニ生レ出タ
時分ニハ一區十五錢ト云フ賃金デ現レタ、
勿論區間モモット短カッタ、ソレガ十錢ニナ
リ、七錢ニナリ、五錢ニナツタト云フコト
ハ御互ニ競争ノ結果茲ニ至ツタモノデアル、
又國有鐵道ノ山ノ手線ナドモ隨分安クオヤ
リニナツテ居リ、又會社等モ非常ニ安クヤツテ
居ルノデアリマスガ、要スルニ此賃金ノ安
イト云フ點デ市民ノ大部分ガ之ヲ利用シテ
居ル、併シ市ノ財政ハ是デハヤリ切レスカ
ラ何トカ之ヲ損失ノナイヤウニシナケレバ
ナラヌト云フコトニナリマシテ、市ノ損失
ヲ少カラシムルト云フコトモ一つノ押ヘ所
デアリマス、併シ實際ノ實情ニ即シマスト
市ガ損ヲシテモ其市ノ損失ヲ負擔スル者ハ
全部ガ負擔ヲスルト云フコトニハナラナイ
上層階級カラ中層階級ノ負擔トナリ、市民

云フモノハ、市ガ損ヲシテモ其負擔ヲ感ジ
ナイヤウナ場合モアルノデアリマス、併シ
市ノ自治體ヲ危クスルヤウナコトガアッテ
ハナリマセヌカラ、是ハ調整シナケレバナ
ラヌ、ソコデ此亂雜ノ交通狀態ヲ正シテ調
整ヲスルト云フコトノ計畫ニナルノデアリ
マスガ、ドウモ此調整ヲ行ッタ結果ハドウナ
ルカ、私ハ是ハヤハリ賃金ノ値上ヲシナケ
レバナラヌト云フコトニ到達シハセヌカト
思ハレル、勿論會社ガ幾ツノ會社ニモナッテ
居リ、經營者ガ幾ツニモ分レテ居リマスカ
ラ、之ヲ一ツニ纏メテヤルト云フコトニ
ナッテ、所謂合理的ニ經費ヲ節約シテ、サウ
シテ經濟ヲ立テルト云フコトニナリマスレ
バ、或ハ賃金ガ今ノ儘デ行ケルカモ知レヌ
ガ、中々是ハ難シイコトデアル、ドウシテ
モ市ノ電車ヲ損失ナカラシメ、又是モ深ク
考ヘマシタナラバ此電車ト云フモノガ何時
マデ壽命ヲ保ツベキモノデアルカ、既ニ外
國ノ都市ニ於キマシテハ路面電車ハ撤廢サ
レルヤウナ運命ニモナッテ居ル、サウ云フモ
ノデアレバ唯損失ガナイダケデハ收マラナ
ラヌ、サウ云フコトニナリマスト、ヤハリ
市民ノ乗車賃金ト云フモノヲ此儘ニ置イテ、
果シテサウ云フ統制ガ出來ルカドウカ、又

先刻來圓「タク」ノ御話モアツヤウデアリ
マスガ、中々「圓タク」ノ整理ト云フコトモ大
問題デアル、是モ一面ニ於テハ統制ヲ牽シテ
居ルト云フコトモアルノデアリマスガ、又
市民ニ取ツテハ圓「タク」ガ斯ウ云フ自由營
業ヲ致シテ居ルト云フコトハ、一面ニハ又
便利ヲ齎スト云フ結果ニモナル、是ニ於テ
此法案ヲ御立案ニナリマシタ所ノ趣旨トシ
テ、是ハ極ク率直ニ伺ヒタイノデアリマス
ガ、先ノコトハ中々何人ガ考ヘテモ分ラナイ
ノデアリマスルケレドモ、併シ此調整法ヲ實
行シタ上ハ何處ガ主眼ニナルカ、賃金ハサ
ウ引上げテモ市ノ經濟ヲモウ少シ何トカ充
實スルヤウニシナケレバ困ルト云フコトデア
ルノカ、或ハ賃金ハ引上げナクテ、其程度
ニ於テ整理ヲシテ行ケル積リデアルカ、ソ
レニハ大體斯ウ云フコトデアルト云フ非常
ニ細カイ計畫デナクテモ、抽象的ノコトデ
モ御分リニナレバ伺ツテ見タイト思フノデ
アリマス、要スルニ統制ト云フ事ハ惡イコ
トデハナイノデアリマスルガ、近來統制々々
ト云フコトデ、統制ニナッテ賃金ガ下ッタト
云フヤウナモノハ一ツモナイ、物ノ價ノ
ノ價ハ騰ツテモ一方ニ於テ又一層ソレニモ
下ッタト云フコトモナイ、ナイガ賃金及ビ物
云フヤウナモノハ一ツモナイ、物ノ價ノ

○田尻政府委員

レバ、是ハ大ニ又考ヘナケレバナラヌノ
デアリマスガ、此調整法ガ實行サレタ曉ニ、
「バス」及ビ電車、「タクシー」等ノ賃金ガド
テ、——是ハ全國的ニヤル事デアリマスルカラ、
東京ノコトバカリ言ハレスト思ヒマスケレ
ドモ、先づ東京ノコトトシテ考ヘマシタ時
ニ、ドウ云フ結果ニナルカト云フコトハ、
一般ノ期待シテ居ルコトデアルト思ヒマス
カラ、大體之ニ對シデ斯ウナルノダト云フ
ヤウナ御心持ガ伺ヘレバ幸ダト思ッテ居リ
マス

○田尻政府委員 只今東京市電ノ例等ヲ以
テ、本法案ニ於テ此賃銀等ノコトニ付テ、
ドウ云フ風ニ考ヘテ居ルカト云フ意味ノ御
質問デアリマシタガ、先程山田君ノ御質問
ニモ御答へ致シマシタ通り、國家的立場力
ラ見マシテモ、事業經營者ノ立場カラ見マ
シテモ、一般公衆ノ立場カラ見マシテモ、
現在ヨリモズット良好ナ狀態ニスルト云
フコトガ、本法案ノ趣旨デアリマス、ガ唯
ソレヲ實際東京市ナラ東京市ニ發動致シマ
シテ、調整ヲ行ヒマシタ結果ガ、果シテ公
衆ニ對シテ利用上ノ便宜ヲ増進シ得ルカド
ウカト云フコトニ付テハ、非常ナ懸念ヲ持
タレルト云フ御意見デアリマシテ、御尤ダ

ト思ヒマスルガ、公衆ノ便益ヲ増進スルト申シマシテモ、先程申シマシタヤウニ、賃金ノ値下ト云フコトモ其一つノ方法デアリマセウガ、賃金ハ其儘ニシマシテモ、一層手數ヲ省クトカ、或ハ切符ヲ買フニ付テ色々濟マストカ、又ハ切符ヲ買フニ付テ色々居ツテモ、一層氣持良ク乗ツテ居レルト云フヤウナ、色々ナ方法ガアルト思ヒマスルガ、ソレ等ヲ綜合シマシテ、假令支拂フ賃金ガ高クナッテモ、他ノ方面デ非常ナ便益ヲ得ルト云フヤウナコトニナレバ、ヤハリソレデ公衆ノ便益ヲ増進シタコトニモ私ハナルト思フノデアリマシテ、賃金ノコトハ、現在ノ儘デ何時マデモ釘付ケデ置クト云フコトハ、私ハ無理デヘナイカト思ヒマス、三年、五年、十年後マデモ釘付ケノ儘デ、ソレヨリ一錢デモ二錢デモ上ゲルコトハ、絶對ニイケナイト云フコトハ無理デアリマス、要スルニ現在ノ儘デ放任シテ置クヨリモ、調整ノ結果トシテハ、公衆ノ立場カラ見テモ、綜合的ニ便益ヲ増進スルト云フコトニ相成レバ、調整ノ目的ヲ達スルコトニナリハシナイカ、斯様ニ考ヘテ居ル次第、ゴザイマス

○堀内委員 是ハ大分先キノコトデスカラ、

ト思ヒマスルガ、公衆ノ便益ヲ増進スルト申シマシテモ、先程申シマシタヤウニ、賃金ノ値下ト云フコトモ其一つノ方法デアリマセウガ、賃金ハ其儘ニシマシテモ、一層手數ヲ省クトカ、或ハ切符ヲ買フニ付テ色々濟マストカ、又ハ切符ヲ買フニ付テ色々手數ヲ省クトカ、「バス」ヤ電車ニ乗ツテ居ツテモ、一層氣持良ク乗ツテ居レルト云フヤウナ、色々ナ方法ガアルト思ヒマスルガ、ソレ等ヲ綜合シマシテ、假令支拂フ賃金ガ高クナッテモ、他ノ方面デ非常ナ便益ヲ得ルト云フヤウナコトニナレバ、ヤハリソレデ公衆ノ便益ヲ増進シタコトニモ私ハナルト思フノデアリマス、三年、五年、十年後マデモ釘付ケデ置クト云フコトハ、私ハ無理デヘナイカト思ヒマス、調整ノ結果トシテハ、公衆ノ立場カラ見テモ、綜合的ニ便益ヲ増進スルト云フコトニ相成レバ、調整ノ目的ヲ達スルコトニナリハシナイカ、斯様ニ考ヘテ居ル次第、ゴザイマス

○星島委員長 私ハ希望シテ質問ヲ打切りマス

○星島委員長 ソレデハ本日ハ此程度ニ於テ一應閉デマシテ、明日ハ午前十時カラ開會シテ、紅露君ノ残ツタ質問ヲ簡単ニ御願シテ、ソレカラ内務大臣、鐵道大臣共ニ出席サレマスカラ、其殘ツタ質問ヲシテ戴イテ、大體ニ於テ質問ヲ終了シタイト思ヒマス、尙ホアトデ理事諸君ノ御残リヲ願ヒマシテ、御相談シタイト思ヒマス

○清水委員 明日討論ヲ行フコトハ、一寸出來難イト思ヒマス

○星島委員長 討論トヘ申シマセヌ、其事ニ付キマシテハ、何レ理事諸君ト御相談申シタイト思ヒマス、ソレデハ本日ハ之ヲ以テ散會致シマス

午後五時三分散會

以上私ガ追求シテモ分ルマイト思ヒマスガ、兎ニ角此法案ヲ御實行ニナルニ付テハ、餘程慎重ナル御考慮ヲ御拂ヒ下サイマシテ、設備ノ改良改善モ結構デアリマスガ、主トシテ賃金ノ點ガ問題ナノデアラウト思フノデアリマス、市民一般ノ賃金トシテノ負擔ヲ成ベク輕カラシメルヤウニ、ソレヲ第一義トシテ御監督ヲ願ヒタイトト云フコトヲ、

シテ賃金ノ點ガ問題ナノデアラウト思フノデアリマス、市民一般ノ賃金トシテノ負擔ヲ成ベク輕カラシメルヤウニ、ソレヲ第一義トシテ御監督ヲ願ヒタイトト云フコトヲ、

昭和十三年三月十二日印刷

昭和十三年三月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局